

第百九回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和六十二年七月六日)(月曜日)
(午前零時現在における本委員は、次のとおりである。)

委員長 愛知 和男君

理事 北川 正恭君 理事 高村 正彦君
理事 中村 靖君 理事 鳩山 邦夫君
理事 町村 信孝君 理事 佐藤 徳雄君
理事 鍛冶 清君 理事 林 保夫君
理事 逢沢 一郎君 理事 青木 正久君
理事 井出 正一君 理事 古賀 正浩君
理事 佐藤 敬夫君 理事 齊藤斗志二君
理事 杉浦 正健君 理事 谷川 和穂君
理事 渡海紀三朗君 理事 松田 岩夫君
理事 渡辺 栄一君 理事 江田 五月君
理事 沢藤礼次郎君 理事 中西 續介君
理事 馬場 昇君 理事 有島 重武君
理事 市川 雄一君 理事 北橋 健治君
理事 石井 郁子君 理事 山原健二郎君
理事 田川 誠一君

出席国務大臣

中西 續介君 馬場 昇君
有島 重武君 北橋 健治君
石井 郁子君 山原健二郎君
田川 誠一君

出席政府委員

文部 大臣 塩川正十郎君
文部大臣官房長 古村 澄一君
文部大臣官房総務審議官 川村 恒明君
文部省高等教育局長 阿部 充夫君
文部省高等教育局私学部長 坂元 弘直君

委員外の出席者

文教委員会調査室長 高木 高明君

委員の異動

七月十日

江田 五月君

補欠選任 菅 直人君

同日

菅 直人君

補欠選任 江田 五月君

同日

佐藤 敬夫君

補欠選任 宮里 松正君

同日

宮里 松正君

補欠選任 佐藤 敬夫君

同日

宮里 松正君

補欠選任 佐藤 敬夫君

同日

宮里 松正君

補欠選任 佐藤 敬夫君

同日

宮里 松正君

補欠選任 佐藤 敬夫君

同日

宮里 松正君

補欠選任 佐藤 敬夫君

同日

宮里 松正君

補欠選任 佐藤 敬夫君

同日

昭和六十二年七月二十九日(水曜日)
午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 愛知 和男君

理事 北川 正恭君 理事 高村 正彦君
理事 中村 靖君 理事 鳩山 邦夫君
理事 町村 信孝君 理事 佐藤 徳雄君
理事 鍛冶 清君 理事 林 保夫君
理事 逢沢 一郎君 理事 青木 正久君
理事 井出 正一君 理事 古賀 正浩君
理事 佐藤 敬夫君 理事 齊藤斗志二君
理事 杉浦 正健君 理事 谷川 和穂君
理事 渡海紀三朗君 理事 松田 岩夫君
理事 渡辺 栄一君 理事 江田 五月君
理事 沢藤礼次郎君 理事 中西 續介君
理事 馬場 昇君 理事 有島 重武君
理事 市川 雄一君 理事 北橋 健治君
理事 石井 郁子君 理事 山原健二郎君
理事 田川 誠一君

同日

菅 直人君

補欠選任 江田 五月君

同日

佐藤 敬夫君

補欠選任 宮里 松正君

同日

宮里 松正君

補欠選任 佐藤 敬夫君

同日

宮里 松正君

補欠選任 佐藤 敬夫君

同日

宮里 松正君

補欠選任 佐藤 敬夫君

設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(馬場昇君外一名提出、第百七回国会衆議院第四号)学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会衆議院第四〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会衆議院第四〇号)

○愛知委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

文教行政の基本施策に関する事項
学校教育に関する事項
社会教育に関する事項
体育に関する事項
学術研究及び宗教に関する事項
国際文化交流に関する事項
文化財保護に関する事項

以上の各事項につきまして、本会期中、国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○愛知委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○愛知委員長 次に、第百八回国会内閣提出、学

校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案の趣旨の説明は、第百八回国会において既に聴取いたしておりますので、これを省略することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○愛知委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○愛知委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡海紀三朗君。

○渡海委員 本日は、学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案についての審議というところでございますけれども、法律案の質問に入りま

す前に、まず教育改革について大臣の考えをお伺いしたいと思ひます。

教育は国家、社会の発展の基礎を培うものであり、洋の東西を問わず、次代を担う青少年を育成する上で、一日たりとも気の緩めることのできないものであると考えます。しかし、我が国におきましては、近年の高度成長に伴う社会や経済の変化はまことに著しいものがございまして、教育においてもさまざまな新しい問題を生じてきております。

学歴偏重の社会的風潮や、また受験競争の過熱化、画一的、硬直的な教育に対する反省などの指摘がなされるようになってきております。また、

都市化の進展や核家族化による家族形態の変化は、家庭、学校、社会の連携を弱めるとともに、家庭や地域社会における教育機能の低下をもたらしていると言えます。このような状況下で二十一世紀に向けて創造的で活力ある社会を築いていくためには、教育の世界にもやはり活力と創造性、そして豊かな人間性などを回復することが急務であると考えます。

今日、教育改革に対する国民の期待と関心はますます大きくなってきており、この国民の強い期待にこたえるべく、昭和五十九年八月には臨時教育審議会、いわゆる臨教審が発足をいたしました。この臨教審におきまして、多くの国民の注目する中、過去三年間にわたり精力的に審議が進められまして、そして既に三回にわたり答申が提出をされ、数多くの提言がなされているわけでございます。そして、いよいよ来月上旬には最終答申を提出されるというふうに承っております。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、今後どのような決意を持って教育改革に取り組んでいかれるか。残された任期の問題もあると思います。私といたしましては個人的にはできるだけ長い間、塩川大臣に頑張ってもらいたいと思うわけでございまして、現在の素直な、率直なお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○塩川国務大臣 教育の改革と申しますよりも、教育の事業というのは本当に息長く将来を見通してやっていかなければならぬことは当然でございますが、過去、明治以降ずっと見ましたら、文部省はその責任省庁として絶えず改革を試み、そしてそれを実行してまいりました。また戦後におきましても、教育の質的改革があったときにもいち早く諸改革、改善に着手してまいりました。その間、中央教育審議会を中心として各種審議会で、国民の合意を得ながら絶えず教育改革を進めてまいりました。しかし、お話にありましたように、余りにも急激な社会の変遷に対しまして教育をやはり別な角度から見直していく必要があるということになり、それが臨時教育審議会の発足につながった

と思うております。

この臨時教育審議会におきまして三年間鋭意審議していただきました結果が、つい近いうちに最終答申をいただくと思うております。それは一つの時代を画する、やはり教育改革への一つのステップに大きい意義があると思うております。それを着実に実行していくことが大事だと思うのでございまして、しかし、この答申の中で非常に大事なことは、まずやはり国民が納得し得るその方向に持っていくという、絶えず国民合意を取りつけていくという、そういう考え方を持ちながら進めていかなければいけない、こう思うておるわけでございます。そして、それとあわせて、この際に教育に対する国としての投資のあり方も同時に考えていってほしいという問題だろう、私はこう思うておりますが、答申を受けまして鋭意努力を重ねていく覚悟でございます。

○渡海委員 ただいまは教育改革の推進に向けての大臣の御決意をお伺いしたわけでございまして、けれども、引き続きまして、今日の法案と関連をいたします大学改革についてお伺いをいたしたいと思います。

我が国の大学の進学率は、今や約三五%にも達しようとしておりまして、国際的に見ましてもアメリカに次ぐ高い水準にまで来たというふうには言えると思います。しかし大学の出身、いわゆる教育の内容であるとかまた研究内容につきましては必ずしも満足がいけないといえますか、高い評価を海外からも得られているというふうには言えない面があるということもこれは否めない事実でございます。急速に国際化が進展しております現在の我が国において、今後世界の中の日本として我が国が真の国際国家として発展をしていくためには、やはり科学技術立国とよく言われます。そういったものの発達、それから学問研究のより高度化など時代の進展に対応するための大学改革をこれからも推進をすべきであるというふうには考えます。また、大学改革の推進に当たっては、国民の期待にこたえる大学づくり、先ほど大臣から国民の

合意というお話がございました、そういうものを実現していかなくてはなりません。

政府は、このような観点から、今回、教育改革の第一号法案であるとも言える本法案において、大学に関する基本事項を調査審議する機関として大学審議会を設置をされまして、そしていよいよ本格的に大学改革を進めていく、そういうお考えであると承知をいたしておりますが、この大学審議会に一体どのような役割を期待をしておられるか、お伺いをいたします。また、あわせて大学改革の推進に向けての大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○塩川国務大臣 ただいま提出しております法改正は、その中身を煮詰めますと、大学審議会を設置して大学改革を進めたいという趣旨にあるわけでございますが、今私たちがよく聞きますことは、大学を、平易な言葉で言いますと、もう少し活性化できないだろうかということが言われてきておる。それはなぜか。長い間大学には独自の制度と慣行がございまして、その上に運営されてまいりましたが、これが御質問の中にもありましたように時代の要請にこたえていけなくなることになりまして、そぐわない面も多々出てきたということでございます。そういうようなものを改革をしていかなければならぬ。といって、この改革は、やはり大学側のこともあるいはまた社会的、国家的な要請のことも双方を総合的に考えていかなきゃならぬということと、とりあえず、そういう改革に際して有識者の意見も聞きながら進めていきたい、こういうことから大学審議会を設置したい、こういうことといたしましてございまして、したがって、この審議会ができましたら、できるだけ幅広く意見を聞いて、できるだけ早く改革への軌道を敷いていきたい、こう思うております。

○渡海委員 ただいまは今回の大学審議会設置の趣旨についてお伺いをしたわけでございしますが、重ねてお伺いをいたします。高等教育の改革に關しましては、既に臨教審の答申で各種の提言が行われているところでありま

す。例えば第二次答申では、大学設置基準の改善、また大学院の飛躍的な充実と改革、また第三次答申では、教員の任期制や学外者参加の諮問機関の設置など、数多くの提言が行われております。今回設置される大学審議会では、このように既に臨教審で一定の結論が出されている事項についても改めて審議を行うということにもならないかなというふうに考えるわけでございしますが、今回そういった前提を踏まえてさらに審議会を設けるという必要性について、その点どうでありましようか、重ねてお伺いをしたいと思います。

○阿部(元)政府委員 大学審議会を設けて大学改革を進めたいということで大臣からお答えを申し上げたわけでございしますが、先生の御質問にございまして、今回の臨教審の三次にわたる答申で、大学関係につきましては非常に多岐にわたる御指摘があるわけでございまして。先生のお話にもございましたように、例えば大学設置基準の改善、弾力化等、あるいは大綱化を行えというような大変重要な指摘がございまして。これも実は方向としてそういう方向が望ましいという御指摘でございますが、それでは具体的に今どういうふうにして大学設置の基準を改善していくかということになりますと、各専門分野その他のいろいろな御意見等もございまして、現実に大学を設置、運営している私学あるいは各大学関係者等の御意見をいろいろ聞きながら、またそういうコンセンサスを重ねながら一つの具体の改革案をつくり上げていく、こういう仕事が必要になるわけでございまして、そういった意味ではこの大学審議会というのは必要なことであるということと、臨時教育審議会の答申の中でこういう大学改革を進めていくためには大学審議会をつくってやっていくようにという御指摘もいただいたわけでございまして、そういう御方針を踏まえまして、この審議会を設け、個別の具体の事項につきましてできるだけ早く結論を出して実施に移すように努力をしたい、かように考えているところでございまして。

○渡海委員 提言に沿って、より具体的ないろいろ

行ってきたというのが実情でございます。したがって、従来も両審議会の運営に当たっては相互に連携をとって重複しないように努力してきてはおりますが、ややもすれば若干私学の皆様にとって重複しているのではないかとこの批判を私学の皆様方から仰ぐ点もあつたわけでございます。

今回、大学審議会の創設とともに、両審議会の事務機能分担に配慮しつつ、両者を一つにすることによって一体的に私立大学の認可事務を行っていくのだらうという趣旨で、両者を再編統合するというふうにしたわけでございます。

○渡海委員 新しい審議会の運営に当たっては、ぜひ今お答えになりましたような趣旨を生かすようにお願いをしておきたいと思ひます。

審議会の委員の任命についてでございますけれども、まず大学設置・学校法人審議会の委員は六十五人とされておりますけれども、その任命方法は基本的に現行の二つの審議会と同じであるというふうに考えてよろしいのでしょうか、お答えをいただきたい。

それから第二に、現行の私立学校法にも私立大学審議会の委員の候補者の推薦に關して規定がございますが、新しい審議会の学校法人分科会の私立大学等の関係委員の候補者を推薦する、すなわち「私立大学及び私立高等専門学校が組織する政令で定める団体」とは具体的にどのような団体か、明らかにしていただきたいと思ひます。

○坂元政府委員 先生御指摘のとおり、大学設置・学校法人審議会に大学設置分科会と学校法人分科会を置くことにいたしておりますが、大学設置分科会の委員の任命方法につきましては、今大学設置審議会でもとられておる方法をとりたいと考えております。すなわち大学設置審議会の委員の任命方法につきましては、事実上、大学基準協会の推薦に基づいて大学関係者の任命は行つてきているわけでございます。それから学校法人分科会の委員の任命につきましては、今私立学校審議会でもとられておる任命方法を踏襲していきたいというふうに考えているところでございます。

御承知のとおり、私学法に基づく私立学校審議会の基本的な考え方を申し上げますと、私立学校行政を文部省が行う場合には、第一次的には私立学校関係者の判断を仰ぐ、その私立学校関係者の判断を仰ぐ場合の機関、私立大学審議会でございますが、その機関の委員は私学関係者の合意に基づいて選出しよう、すなわち今の私立学校審議会の委員の構成につきましては、法律上、二十名のうち四分の三以上は私立大学関係者でなければならぬという人数の縛りがございまして、したがって、学識経験者は四分の一以下、それから私立学校関係者は四分の三以上というふうになっております。さらに、委員の任命に当たりまして、先生も先ほど御指摘のように、現在私立学校法二十条で、私立大学等関係委員については、「私立大学及び私立高等専門学校校の総数の三分の二以上をもつて組織される」私学の団体の推薦に基づいて任命するようになっているわけでございます。

したがって、私どもとしては、この基本的な考え方はそのまま踏襲するというところで、政令で定める私立団体というのは、今のところ、今の私立学校法二十条で規定されております「私立大学及び私立高等専門学校校の総数の三分の二以上をもつて組織される」団体の推薦する候補者というふうに決めたいと思つております。

ちなみに、それに該当する団体が今どういふものがあるかといふと、私立大学、短大を含めまして、その九十数%をもつて構成されております全国私立大学連合というのがございまして、慶応義塾大学の石川先生が会長をやっております。この団体がそれに該当するということになるのじゃないかというふうに私も予想をいたしておりますが、いずれにしても、今の私学法と全く同じ考え方で団体推薦をお願いし、それに基づいて任命をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○渡海委員 審議会の分科会の組織や委員の任命につきましては、基本的には現行の二つの審議会と大きく異なる点はないということは確認をさせ

ていただきましたが、特に私立大学審議会が学校法人分科会に再編されることによつて、重ねてお願いをするわけでございますけれども、私立学校の精神である私学の自主性の尊重という基本的な考え方に何ら変更があつてはならないし、またそういういった変更はあり得ないというふうな考えます。

最後に、これは重ねてこの点について大臣の所信をお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○塩川國務大臣 私立学校の設置もしくは運営等について非常に御心配しておられるようでございしますが、やはり従来からの経過もございまして、これは、一つにはなつたといつたしましても何もそれをおろそかにする、そういう考え方は全くございません。そうではなくして、今回大学審議会というものの設置をお願いしておりますのは、いわゆる「ユニバーシティ・カウンスル」といふまじうか、そういう大学の政策全体についての御意見を御聞かせ願ひたいということでございます。片方、既存の法人を二つにいたしましたのは、大学の方はいわばハード面というふうな解釈していただければいい、こちらの審議会の方はいわゆるソフト面をやるのだ、こういうふうな考え方で、語弊は多少ございすけれども、そういう見方をしておいていただければと思つておりました。これは、絶えず両輪をもつて一つのものになつていくものであることは間違いないと思ひます。

私は、法案の内容についての質問の前に、基本になることを二つほどお聞きしておきたいと思ひます。

それは、中曽根内閣の大きな文句、旗印であります「戦後政治の総決算」、その教育版とも言ふべきものが臨教審だと理解をいたします。その臨教審の答申の中から生まれてくる大学審議会ということでございますから、三題ばなしではありませんが、戦後政治の総決算、臨教審答申、そして今のこの法案というものは非常に大きな関連性があると思つております。したがって、これは大臣にお聞きするわけですが、教育における戦後の総決算というのは一体何だろうか、このことをまず先にお聞きしたいと思ひます。

○塩川國務大臣 戦後政治の総決算というのは、総理が一つの政治的な自分の目標として持つておられるものでございまして、私は、これは政治全体に流れておる一つの基本方針であるとかそういうものではないかと思つております。それで、総理が自分が政権を担当して目指す

○愛知委員長 沢藤礼次郎君。

○沢藤委員 質問に入ります前に、大臣に、前国会でやりとりをお願いしたときに若干私の発言に不適切なところがあった。あるときには簡

一つの目標として、何か自分で一つの目標をつくりたいというお考えから、それをわかりやすく言う、戦後四十年経過してきていろいろと堆積してきておるものをも一度見直していこう、そして改めるべきものは改めていくべきではないか、そういう趣旨で言っておられると思うのでございまして、だから、総決算して全く新しいものにしていくものではない、改めるべきものは改めていく、そういう意味に私は解釈しております。

そういう点から見まして、この臨教審というのは、何も総決算の結果として、この臨教審で審議をし、その結論を今後の改革の中心路線とするんだ、そういうものではない。この審議会の中で審議されて、また検討されました事項というのは、既にもう文部省におきましてもあるいはまた中央教育審議会におきましても、数次にわたっていろいろな角度から検討されてきたものでございまして、しかし、人がかわって見方が変わってまいりますと、やはりそこいらにいろいろな意見も出てくるということ、それなりに臨教審というものは非常に貴重な答申である、私はそう思うておるのでございまして。だけれども、とはいえ、その検討されておる事項というのはやはり不断に改革しなければならぬ事項が相当数ございまして、臨教審の答申を受けたことを一つのきっかけとして、これからそういう指摘された事項の改革にどうして取り組んでいくかということが今後の重要な課題になってくる、私はそのように認識をしておるものであります。

○沢藤委員 今のお話で、いわゆる例えば戦前の政治への回帰ではないか、回帰であるというふうな批判なり心配についてはこれは無縁であるというふうにお聞きしたのですが、それでよろしいわけですか。

そこで、今お答えの中で、いわゆる教育の改革という言葉をお使いになりました。今度の法案の中にもあるいは臨教審答申の中でも、改革という言葉が非常に多く使われております。改革という言葉は字引で引きますとこれはかなり大きな意味

を持っています。字引上の解釈はともかくいたしまして、私は改革すべきあるいは目指すべきものは何かということをも一つ論議をしてみたいのですが、臨教審の答申の中に幾つかの項目が指摘されておりますけれども、真に改革をあるいは改善を目指すべき重要な課題としては、臨教審が指摘しているような数多くの事柄のほかに、というよりも、それ以前にもっと基本的な大学間の格差の解消というふうなものと、これをなくさなければ入試制度というふうなものも改善できないわけでありまして、あるいは地域における、地域によつての大学進学率の大変な格差、これは前も御指摘申し上げましたが、東京では大学進学率が四六％ある、私どもの住んでいる地方は二〇％前後である、二倍以上の差があるというふうなことも、やはり一つには東京集中ということもありまして、大学間の格差ということもあるのじゃないか。これは人員もあるかもしれない、予算もあるかもしれないが、こういう点について、今の国立大学の平均一校当たりの年間予算と東京大学の額とではどのくらい違いがあるのかないのか、もしおわかりでしたらこゝをちよつとお聞きしたいのです。そして、そういう大学間格差の解消ということ、それからいわゆる学歴社会を具体的にどのようになくしていくかというふうなことでなくて、こういった視点の方がより多くの論議を必要とする大事な課題じやないかと思うのですが、大臣、御所感をいただきたいと思ひます。

○阿部(三)政府委員 先に数字的なことで、私はちよつとただいま御指摘の数字を手元に持っております。アバウトな感で申し上げさせていただきます。

国立大学は九十五校ございまして、平均的にあれですとすれば、全体の予算の約一％が各校が持つという予算ということになるわけでございますが、これに對しまして、最近の東京大学の所管分というのは大体五％から六％くらいであらうか

と思ひます。東京大学のレシオというのはかつては一割くらいを占めておりましたけれども、近年全体的には減つてきておりまして、各大学のシェアがその分上がつてきている、現在ではそういう状況になってきているということでございます。

○塩川国務大臣 これは何も役所で相談して答弁しているわけではございませんが、私自身の一つの考え方としては、義務教育と高等教育とではそこにおのずから性格が違ふと思つておるのです。義務教育はこれは当然国が責任を持つて行わなければならぬものでございまして、これはもう要するに、悪い言葉で申して恐縮ですが、画一的で格差があつてはならぬと私は思つております。しかし、そこでどうして個性を生かしていくかということが義務教育の難しいところだと思ふのです。しかし一方、高等教育につきましては、国の将来におきまして基本的な教育であること、これはもう間違ひございませぬけれども、高等教育においてはむしろ個性をこそ尊重すべき一つの大きい条件ではないか、こう思つておるのでござい

ます。したがひまして、極端な格差というもの、これはつくつてはいかぬ、当然でございまして、しかし、その高等教育の中に出てくることの格差というものはやはりそれ相當に個性を生かされた結果として出てくるものだ、こう認めざるを得ないと私は思ふのであります。私ら文部省の側からいいますと、そういうようなものをできるだけないようにするということの努めは絶えず不斷にしていかなければならぬと、そこにそれぞれの大学の特色、特徴という形で出てくるものはこれはやむを得ないのではないかと思ふのであります。

○沢藤委員 この問題は繰り返して避けたいと思ひますが、東京大学の五ないし六％という数字、これは規模もあるでしょうし、性格もあるでしょうが、むしろ逆に、整備のおくれしている地方大学、あるいは残念ながら世間的な評価の低い大学、こういったところこそ手厚く対応するというのが文部行政だろうと私は思ふのです。そのことを要

望しておきます。これはお答えは要りません。

それから、今大臣おっしゃつた義務教育と高等教育は違ふ、これもわかりませんが、私の申し上げている意味は、学校における個性といったことというよりは、大学に対する進学の機会、教育の機会、これが高等学校、後期中等教育まではほぼ義務化していると申しますか均等化している、しかし高等教育を受ける機会というのは、前回も申し上げましたように地域によつて非常に差がある。これはいろいろな克服されなければならぬ他の要素もありだらうけれども、教育の機会均等というところからいへば、同じ教育水準の家庭であつても、東京の家庭は学校に通ひやすい、ところが岩手の山奥にいる子弟はとてむじやないが高等教育には行けない、ある経済的なレベルによつて、そういう経済的な足切りというものもあるわけでありまして、地方の大学あるいは研究機関というふうなもの均等な配置、あるいは充実ということをお願いしたい。これは前回に引き続いて要望を申し上げておきたいと思ひます。

質問を先に進ませていただきます。

次の質問は大変幼稚な質問であります。臨教審というものと行政、この場合は文部省ということになるわけですが、文部省と国会というものの関係はどのように把握したらよろしいでしょうか。というのは、政府関係の審議会は二百から三百あるのじやないかとお聞きするわけですが、よく審議会は隠れみののだからというふうな俗な批判もあることは御存じのとおりであります。隠れみのという言葉は私は今回は使ひませぬけれども、いづれにしても審議会がかなり重要なことをばんばん出す。臨教審なんかは目を丸くするやうなこともかなり出てきておる。それが行政の側に、諮問する側につちり受けとめられて、十分そしやくされて、政策なりあるいは法体制として整備された形で国会に提起される前に、事実としてひとり歩きしている、あるいは把握のされ方としてひとり歩きしているという傾向がなきにしもあらずである。とすると、国会の私どもからすれ

は、審議会って一体何だというような不満ともつかない疑問が私個人にはあるのですが、これをどのように理解したらいいでしょうか、一年生議員ということでもちょっと教えていただきたいのです。

○塩川国務大臣 難しい話ですが、私はすべて物事を決めるのに一つのプロセスがあると思うのです。それは何か。一つは原案といえましょうか案を決めるといふこと、これはやはり行政の責任で決めなければならぬと思うのです。国会でお決めたことでも当然でございす、結構なんです。要するに、今の日本の議会制民主主義のやっておりますのは、原案は大体習慣として政府が決める、その政府が原案を決めますときに、ただ政府の、行政の関係者だけで決めるよりも、多くの方の意見を聞いてその上で原案を作成するということが行政官としては妥当なやり方だろう、こう思うのでございまして、その意味におきまして、審議会とかあるいは諮問委員会とかあるいは懇親会とか、こういうところで意見を聞くことはやはり必要なきもあらうと私は思うのです。

しかし、御質問の背景にございすのは、そういう審議に振り回されてしまつておるのではないかと、こういうことが心配だろうと思うのですが、私は決してそうなることはないかぬと思うのです。そうなるのはいかぬが、しかし必ずしもそうではないと思ふのです。結局そういう多くの方々、有識者の意見を聞いて、国民のニーズといひましようか、考へておられる御意向といふものがどういふところにあるかといふことを知るのには、やはり審議会方式をとるといふのも一つの効果がある。そして原案がございす、しかしこれは原案でございまして、やはりこれを決定するのは政治的なものでございまして、その政治の關係が行政と国会との間において行われる、協同において行われる、私はそう見ておるのであります。ですから、国会がお決めるのはまさに政治的な決定を下すといふことにおいて非常に重要な意味がある、最終的な問題はここで決まる、こう私は認識しておる。

したがって、役所といふのはそういう行政的にまゝめていく機能、十分責任を持つてやらなければならぬが、最終は国会がお決めることになるということだと思ふのであります。しかし、とはいへ、国会から行政に委任されておるものは法律の中でたくさんございす。そういうものについては行政の責任で行うわけでございす、その場合もただ行政権限として許されておるからといふことだけで独自の判断でやるよりも、そういうことを実施に移す場合に審議会等に一度意見を聞いてそれを執行していくこともまた意義があることだろうと思つておりまして、これが双方にうまく作用することを念願しておるものであります。

○沢藤委員 そうしますと、ちよつと私の解釈になります、審議会、この場合は臨教審といふことになりまして、臨教審と政府との關係あるいは文部省との關係、これは諮問する、答申を受けるという、一つの提案前の内部行為といふのでございしかね、内輪の一つのやりとりであつて、そこでそれを受けて政府が立法院に対する提案と申しますか、それを文部省なら文部省の責任で出してくるんだ、こういうふうな理解してよろしいですか。○川村政府委員 臨時教育審議会に即しまして、ただいまの關係につきまして若干の補足をさせていただきます。

臨教審は、ただいま大臣からお答え申し上げましたようにこれは総理大臣の諮問機関でございまして、先生がおっしゃいましたように国会に提出されるに於いて行政府としての意思判断を形成をする、そのために諮問をする、こういうことになつております。ただ、その場合に、臨教審はその設置に当たつて臨時教育審議会設置法といふそのための特別の法律をつくつて設置せられて、その限りにおいては国会もこのことについて御承知をいただいておりますことが一つと、それからもう一つは、政府としてはその意思決定をするに際して、同じく臨時教育審議会設置法におきまして内閣はこの答申を尊重しなければならぬ、これ

はもちろん内閣でございす、国会でございませうが、内閣はその答申を尊重しなければならぬといふことが、この設置法において義務づけられていふといふ点がございす。それからもう一つ、国会との關係で申し上げます、臨時教育審議会は、同じくこの法律に基づきまして、委員を任命するに当たつては、内閣総理大臣が委員を任命しようとするときは両議院の同意を得なければならぬといふ形で、国会との關係を緊密にするといふような措置がなされております。さらに申し上げますと、同じくこの法律で、臨教審が答申を出されたときには内閣総理大臣はこれを国会に報告するものとすといふことで、その審議の結果につきましても国会に御報告申し上げるという形で、立法院と行政府の關係について特段の配慮がなされておるといふこととございす。

○沢藤委員 今若干すれ違ひがあるような気がしますが、次に別な角度から質問申し上げたいと思ふのです。

一つ例を挙げますと、藤尾文部大臣が就任された直後に、私も社会党の文教委員が予算その他でお会いしたことがあるのですが、そのときにおっしゃつた一言がすこゝ強烈に残つております。いろいろあるだろうけれども、ぜひ初任者研修だけはやらせてください、こういうことを大臣はおっしゃいました。当時の藤尾文部大臣です。ね。初任者研修といふのは、最終答申の出ている段階のいわば臨教審の一つの答申の中の目玉みたいなものですが、それが十分に練れていない、あるいはまたそれを正式に申しますか十分に国会で論議されていない段階で、試行といふ格好でどんどん進んでいる。こういうことを見ますと、何か臨教審の言つてゐることあるいは打ち出してゐることは、文部省なり行政がやりたいことをどこかでテレパシーか何かで先回りして出しておるのじやないかといふ感さもあるわけですが。審議会といふものに対する国民の受け取り方が一〇〇%すつきりしてゐないのは、臨教審だけじやなく、そういうことが問々あるからじやないか。

一つ例を申し上げますと、前国会で公害問題についても改正案が出された。公害健康被害補償法ですか、あの中のでなせ今公害に対する規制を緩めるのだ、なぜ環境行政が後退するのだといふことをお聞きしたところ、ストロートの答へが返つてこない。結局出てくるのは、慎重に御審議をいただいて中央公害対策審議会答申に基づいてでございす、こういうふうな返つてくる。そうしますと、環境庁が本当にこれはこうだといふことと出たといふよりは、審議会が言つてゐるから出していますよといふふうな聞こえる。そういった意地の悪い見方で今度の提案の内容を、文章を拝見しますと、そういった感じがどうしても免れないわけです。

新しい時代の要請がある、高等教育の改革は極めて重要である、これはかなり抽象的な言ひ方です。ね。そうした前段を受けて、臨教審第二次答申を踏まえて、英知を結集して改革を推進するため、基本事項を調査審議する機関として大学審を設置するのだといふのが提案理由なんです。この提案は非常に短いですが、後は法案の説明ですから、提案の骨といふのはこの数行なんです。数行の本文を見ますと、臨教審第二次答申があるからですと、こうしか受け取れない。その前後の表現は修飾語です。私はこれが非常に残念なんです。さつき大臣がおっしゃつたように、これは主体的に行政がやるのだ、それは相談しますよ、いろいろ意見も聞きますよ、しかし提案するのは行政府ですよとおっしゃつた。であるならば、第二次答申といふのは内部行為としてのもので、これは提案内容に出てこなくていいのですよ。文部省としては今の大学問題についてこういうことを考えているんだ、こういう意見もあるけれどもそれはそれとして、臨教審は臨教審ですからね。だから、こういうことを提案すべきじやないだらうか。のだといふことを提案すべきじやないだらうか。私は、提案の方法としては極めてずさんであり、第三者的な提案であり、何かかわつてゐるという感じがする。このことについて私はどうにも納得

いかないのですが、大臣、どうですか。

○塩川國務大臣 私一政治家として全く同じ考
えですね。私もそう思います。文部省は、臨教審の
答申がある前から大学の改革というものはいろい
ろな角度から考えてきたのです。そのきつ
かけがたまたま臨教審の答申と重なったというこ
とであって、だからその文章に書いてある、臨教
審の答申も踏まえてということを書いておる。
だから臨教審の答申があつたら出すのだという
意味じゃない、そこはひとつ明確にしたいだき
たい。ちょうど時期がたまたま一緒だったとい
うことで、姿勢としてはおつしやるように行政の責
任というものはきちつと自分でとるべきだ、そし
てそれはその責任において法案を出す、当たり前
のこととございまして、それはもうおつしやる
こととございまして。しかし、臨教審と時期が
たまたま一緒になったということとございまして。
だから、大学改革案というものは、文部省自身も
いろいろ今までも研究し、いろいろ持っておるわ
けですから、大学審が設置されましたら、国会と
もあるいは大学審以外のいろいろな団体ともそれ
ぞれ相談をしながらやっていくだろうと思いま
す。しかし何としても審議会ができない限り大学
の改革というものが前へ前進しないということと
ございまして、どうぞよろしくお願いいたしま
す。

○沢藤委員 今の大臣の御答弁の前半分は大変率
直ですばらしい答弁だ、私もこれだけで質問をや
めてもいいくらい心境なんです、それはいき
ませんからやります、ただ後半の、たまたまと
申しますか同時並行的に出た、確かに時期的にい
えばそうかもしれないが、これは大臣のお苦し
い答弁だというふうには私は理解しております。
だって、あの文章のどこを見て、「文部省は」とい
うのは伝わってこないのです。これ以上その部
分については追及しませんが、どうも審議会に対す
る疑念と申しますか、もやもやとしたものが吹っ
切れないというのがまだあるのです。しつこいよ
うですが、もう少し続けさせていただきます。

審議会が隠れみのだという言葉がよく言われる
のですが、さっきの公害対策審議会の例で申し上げ
ますが、審議会は腹話術の形だ、本当に声を出し
ていっているのはこなんですね。人形が声を出し
ているように見えるけれども、こつちが声を出し
ている。審議会が腹話術の形で、本当はこつち
がやりたくて、あるいはやろうとしてという印象
をどうしてもぬぐい切れない。これは私の印象で
すから、失礼だと言われてもいたし方ございませ
ん。そういつたことから非常に残念だと申し
ますが、別の角度からその問題をちよつと触れさ
せていただきたいと思います。

今度の大学審議会の取り扱いというのですか位
置づけというのが、異常にと申しますか異様に重
要視されている、重く打ち出されているという感
を免れません。例えば「大学審議会は、大学に関し
広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大
臣が内閣の承認を経て任命する」、これはかなり
重いことです。三百近くある審議会の委員の中で、
内閣の承認を経て任命するといふ審議会はたった
四つなんです。中央教育審議会と文化財保護審議
会と臨時大学問題審議会と公共用地審議会。これ
を見て、いかにこの大学審議会が重く扱われて
いるか、重要に見られているか、別の表現をすれ
ば特別扱いになっているかという一つの一つの証
左ではないかという気がします。

もう一つ、さつき自民党の方からの質問にも出
ましたけれども、文部大臣に対する勧告ができる。
勧告と建議の解釈についてもさつき局長からお話
がありました、お話しのとおり建議よりも勧告
は重いわけですね。これは法的にも国語的にも勧告
は重いわけですね。さっきの部分で省略しないで申
し上げますと、今度の法改正の六十九条の三の二、
「大学審議会は、この法律の規定によりその権限
に属せられた事項を調査審議するほか、文部大
臣の諮問に応じ、高専を含む「大学」に関する基本
的事項を調査審議する。」その三の三として、「大
学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要が
あると認めるときは、文部大臣に対し勧告するこ

とができる。」この勧告制度というの、勧告とい
う勧告権を持つていっている審議会は十一でありま
す。二百数十ある審議会のうちで、勧告をするとい
う勧告権を持つていっている審議会は十一とされてお
ります。先ほどの内閣任命が四審議会、勧告権を持
っているものが十一審議会、これを見て、今度の
大学審議会というのは今の自民党・政府は非常に
重く見ておられるということのあらわれではない
だろうかというふうに考えます。

しかも、私が不思議に思うのは、これは質問に
なりますけれども、中央教育審議会というのがある
のです。文部省設置法の中に、「中央教育審議
会を置く。」「中央教育審議会は、文部大臣の諮問
に応じて教育、学術又は文化に関する基本的な重
要施策について調査審議し、及びこれらの事項に
関して文部大臣に建議する。」文章の長い短いは
ありますが、違ひは建議と勧告だけですよ。
そうすると、中央教育審議会はどうしていいな
いのだ、こういう気がするのです。しかも中央教育
審議会は委員の選出でもかなり言っているとい
います。人格が高潔で、教育、学術又は文化に関
し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部
大臣が内閣の承認を経て任命する、こうありま
す。今度の法文には、人格もなし、学術、文化の
高い識見もありません。それは要らないという意
味ではないと思いませんか、なぜ中央教育審
議会ではないけなかつたのかということをお聞きし
たい。

○阿部(充)政府委員 中央教育審議会というの
が文部省にございまして、先生のお話にございま
したように、文教行政の多岐にわたっていわば全般
的にこの審議会が審議をするという仕組みにとら
れておるわけとございまして、もちろんあらゆる
すべてのことをこの中央教育審議会が対応してい
くというところは物理的にも不可能なわけとござい
ます。そういう見地から、そのほかにも例えば
学術審議会が設けられているとか文化財保護審議
会が設けられている、あるいは社会教育審議会が
設けられている、いろいろな形で審議会が設け

られまして、それぞれが仕事を分担しているとい
うような関係にあるわけとございまして。

今回の大学審議会につきましては、大学改革に
ついては非常に多岐多岐な課題を抱えております
ので、これらを真刻にこなしていくためには、中
央教育審議会ですべてをこなすということでは実
上無理であろうというふうなこともございまし
て、これは大学審議会という別個の審議会をつ
くって、その審議会が専心これに当たってもら
うということが必要だろうという判断に基づいてお
るものでございまして。

○沢藤委員 これも論議があるのですが、時間の
都合上、先に進ませていただきます。

次に、提案されておりますこの法案を拝見しま
すと、政令にゆだねる部分というのが方々にとい
うか、何カ所あります。そのうちで、私は非常に
重要な部分が政令にゆだねられているという感を
深くせざるを得ません。重要な部分と重要でない
部分という別はないのですが、事務的な方を先に
お聞きします。

「大学審議会の組織及び運営に必要事項
は、政令で定める。」こうあります。六十九条の三
の第五項なわけですね。この組織、運営に関する事
項というのは、実は委員会の性格なり役割を左右
するといえますか、決定する非常に大きな事項も
含まれていると思うのです。委員会の性格、委員
会はいままで置かれるんだ、あるいは委員の任期
は一体いつなんだ、その会議は公開されるのかど
うか、専門委員等の設置をするのかどうか、会長、
副会長を置くかどうか、部会を設置するかどうか、
会議の招集、議決はどうか、あるいは審議会に専
門の事務局を置くのかどうか、専門の事務局長を
置くのかどうか、いわゆる審議会としての独自性、
独立性を保障できるのかどうかという問題。それ
から、仮に臨教審の指摘していることをおかりし
ますと、大学に対する評価もやるといいます。これ
も解釈によつては個々の大学の評価とも受け取れ
かねない、本当にそれをやるのかどうかという問
題もあります。そして助言、援助をするともあり

ますが、これは一步誤れば介入になるのではないかとということもある。あるいは大学の特殊性、自治性ということ論する場合に、教授会というもの存在がある。教授会というのは学教法による設置機関でしよう。それに対しては手をつけるのかつかないのかというふうな、これは内容に属することですけれども、そういう人事権の問題がある。こういったことがたくさんあるのですが、それを十把一からげにして、組織及び運営に関する必要事項は政令で定める、こうあります。これもまた、審議する側からすれば非常に不親切な提案であると私は思う。この政令事項というのは出せないものでしょうかね。

同じことがもう一つありますから、もうちょっと続けます。これはある大学の先生の言葉ですが、肝心の大学審議会の審議内容というのは一体何なのか。これを引用させていただきますが、今回の場合、法案で見ると、大学審議会の権限事項は「大学に関する基本的事項を調査審議する。」とだけあって、具体的にそこで何が審議されていくのか、これだけではわからない。この前の売上税のときの論議にも似たようなことがあったのですね。政令にゆだねる事項が多過ぎて何だかわからないのじゃないか。それに対しては公明党、民社党の方もそうだ、そうだとおっしゃった。これと全く同じことなんだと私は思うのです。政令にゆだねるものであったならば、政令の内容を国政の場で何らかの方法で事前に明らかにする、これが当然の課題じゃないか、しなければならぬことじゃないか。審議というものを重く見るのであれば、何らかの方法で、何らかの形で、政令として準備されているものを出すべきである。その政令で打ち出され、ゆだねられるべきことが、実は審議会そのものの性格なり使命というものを浮き彫りにするわけですから、具体的に裏づけしているわけですから、それを抜きにして論じるといのは、魂のない仏像の表面をなでるということに等しい。こういうことについてはどうお考えなのか。これはぜひ大臣にお願いしたいのです。

それから、第四部会でしたか、飯島先生、あの方が私どもの勉強会の中でこういうことをやりとりしているのです。どうも省令と政令部分が多いのではないかという質問に対して、法律によってボディーがでるのはいいいが、実際の動かし方は省令、政令、運営規則がどういう中身を与えるかによって性格が異なってくるんだ、主体的な活動を展開できるかどうか、これもいわば省政令、運営規則によってどう中身をつけるかによって違ってくるんだ、例えば小なりとも事務局を持つとかそういったことも必要だ、こういうことを飯島先生は発言をなさっておられる。それから、人選はどういうところから何人くらい入ってくるんだ。これは飯島先生のお答えなんです。人選は慎重にしなければならぬ。二十名中、例えば二名くらい大学関係者で、ほかが産業界あるいは大企業からとなつたら、これは大学を自由にされる危険性なしとせず、ポイントの一つが人選だ、大学関係者を主体に据えてほしい、こういうことを言っておられる。

これらのことを含めて、これは非常に重要なこととですから、政令の内容を明らかにするというのと、きちんとしてください。

○阿部(元)政府委員 政令事項で何を規定するかというところについての御質問であらうと思いますが、この政令事項につきましては、一般の審議会令等で定められているたぐいのことを念頭に置いておるわけでございまして、具体にはもちろん内閣部内でこれから政令の中身として詰めていくということになるわけでございます。

現在私どもが念頭にありますことを申し上げさせていただきます。一つは委員の任期を定めること、それから特別委員あるいは専門委員といったような、言葉は悪いかもしれませんが、いわゆるプラスアルファで置くような委員の方々の設置の根拠等を決めていくこと、それから会長、副会長を置くということ、あるいはその職務はこういうことであるというように決める、それから事務柄によつては部会を置いて議論を

するということがあるかと思ひますので、部会の設置について決めたい、それから審議会の議事手続について多数決で決めるか、いろいろなこととがあらうかと思ひます。それからさらに、審議会の庶務を担当する事務局として文部省の中でどこかやるかというふうなたぐいのこと、これらのことを決めるということ念頭に置いておるわけでございます。

先生のお話にございましたような、大学審の具体的な審議内容はこれこれだというふうなたぐいのことにつきましては、これは法律にある事務柄でございまして、あとは文部大臣の諮問あるいは審議会自体の中からの勧告等の際に自主的に御検討になるたぐいのことであらうと思ひますし、政令で審議内容を決めていくというふうなことは考えておらないわけでございます。

○沢藤委員 さつき私が幾つかの項目を挙げた中で、いわゆる事務的と申しますか、基本的なことを今おっしゃいました。それはそれで理解します。ただ、お答えになっていない部分があるから、それを先にお答えいただきたいと思うのですが、委員の問題はどうですか。これは大臣、どうですか。大臣の方がよろしいんじゃないかと思ひます。

○塩川国務大臣 この審議会の性格上、やはり大学に関係のある人、これを中心に委員を構成せざるを得ないのではないかと、またそうでなければ本当に立派な改革案がまとまらないのではないかと、こう思ひます。しかし、全部が大学人というわけではなく、やはり大学に非常に関心を持つておられる方、いろいろな意見を持つておられる方がおられますから、そういうのは一般の民間の方も入っていただくことが必要だろうと思ひますけれども、中心となるのは大学の関係者であらう、この私たちは予定しております。

○沢藤委員 私は、議決であるとか会長を置くとかなんとかというところはこれは大体そのとおり進むだろうと思うのですが、大学審議会の権限事項というのがもう一つはつきりしないのです、何をどう目指すのかということが、これはさつき質

問申し上げたことと関連するわけです。これは隔教審の第二次答申にあるから提案しますよじやなくて、自主的、自発的に文部省が必要を感じて大学審を設置するといふのであれば、その審議事項、権限事項といふふうなものが一体どういふものなのか、その中身について出てきませんか。

○阿部(元)政府委員 今回の法案では、大学審議会の審議事項といたしまして、大学についての基本的事項ということで、いわば基本的に重要な事項についてここで議論をしていただくということ念頭に置いておるわけでございます。

具体的な中身といたしましては、大学についての教育研究組織のあり方であるとか、あるいは修業年限、これは大学院等についてもあることとでございますが、あるいは教職員に関する諸制度、さらには学位の問題、あるいは教育課程についてと申しますか、大学設置基準で一般教育、専門教育等について定めておりますけれども、そういうたぐいのものについてどうするか。それから高等教育の整備計画と申しますか、先ほど最初に先生のお話にもございましたように、現在地域配置の問題とかいろいろなことを従来からやってきておりますけれども、こういったたぐいの問題につきましてもこの大学審議会の論議の対象になっていくだろう、こういうふうな思っております、私どもの方としてはそういう問題を考へておるわけでございます。

もちろん、これらを議論していきます際には、大学の個性化を図っていくとかあるいは国際化の問題を念頭に置くとか、生き生きとした教育研究活動ができるような活性化の仕組み等はどう考へたらいいかといったような問題意識を持ちつつ、ただいま申し上げたような諸般の問題について議論をしていただくということ念頭に置いておる次第でございます。

○沢藤委員 今回の内容についても若干質問があるのですが、例えばそのほかに、さつき私の方が触れてそちらが触れていない問題として、教授会を

○沢藤委員　私が前段で質問したのは、ただ思い

違つておれば国会で幾らでもそれを糾弾するぞといふことはできるわけなのでございます。したがつて、行政として、そういう審議会の意見を聞き、それをまとめていくということになれば、それは審議会の審議内容はこれもこれもございましてと言つて併記できましょう。できましようけれども、「その他」ということもやはり必要になつてくる。「その他」が入つてしまつたら「その他」は

○阿部(元)政府委員 先ほど来お答え申し上げて
いただけませんか。

とを申し上げている。その趣旨はせびおわかり願
いたいと思います。さつき答弁という格好でおつ
しやいましたけれども、それを整理して、こうい
うことが考えられます、あるいは政令事項として
はこういう予定ですというふうなことを何らかの
形で示せないかということですよ。しつこいよう
ですが、私、しつこい性格でございますので、申し
わけございませんが……。

○阿部(充)政府委員 政令の中身につきましては、まさに内閣としてこれから結めることでございまして、こういうことをとうとう文書等での委員会にお示しするというのは適切でないと思っております。ただ、文部省が現在こう考えているということは先ほど口頭で六項目ということで申し上げて、これがまさにその中身になる予定のものであるということでございまして、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○沢藤委員 何か理事の方がいろいろお話をなさっているようですが、それを待たなくてよろしいですか。——ちよつと保留します。

○塩川国務大臣 阿部局長の言っておりますのは、大学の運営に関する基本問題等をこれから審議していただくのと言っている。その審議の中ではどんなことがあるか、そういう具体的なことは——それが大学の基本問題とは何だといったら、これは多岐にわたっておりますし、それを審議会ができてからずつと項目を拾い出していつて、審議会の方々と相談しながら、審議をしていく順序も決め、項目も決めるということでございます。だから要するに、やることは大学の基本問題に関するものを審議していただくということでございますので、例えばの話でちよつと言っておりますこと、これをそれじゃ政令に書けというふうなことを言ったって、これまた局長の権限でも大臣の権限でもできるものではございませ

ん。ひとつ御理解いただきたい。

○沢藤委員 私のお聞きしていることについて取り扱いが話し合われているように理解するのですが、とすれば、私はその結果が出るのをちよつと待ちます。待たせていただきます。

○阿部(充)政府委員 先ほどの繰り返しになりますけれども、政令の具体的な内容につきましてはこれから内閣として結めることでございます。

ただ、現在文部省で考えておりますことは、政令の項目として申し上げさせていただきますと、一番目が委員の任期、二番目が特別委員、専門委員の設置とその職務に関する、三番目が会長、副会長の設置とその職務に関する、四番目が部会の設置に関する、五番目が審議会の議事手続に関する、そして六番目が審議会の庶務を担当する事務部局に関する、この六項目について政令が定められることになる見込みということで、文部省は準備をしつづけているところでございます。

○沢藤委員 委員長、こういう場合の時間のロスはどうか、延長になりますか。——それでは、ついでといえ大変恐縮ですが、もう一つ政令事項がありますから、あわせて質問します。

改正法の私立学校法の改正案に、「第十九条私立大学等関係委員の候補者は、私立大学及び私立高等専門学校が組織する政令で定める団体の推薦する者とする。」というのがあります。これが改正案前の今の条項ですと極めてはつきりしているのです。

第十九条 私立大学審議会は、二十人の委員をもつて、組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。

一 私立大学の学長、私立高等専門学校の校長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

3 文部大臣は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

4 第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員のうち、学長、校長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、同号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

というように、極めて明確に委員の選出の内容を規定しておられます。改正案の第十九条では「政令で定め」とあります。この第十九条の「政令で定める団体の推薦する者」ということにつ

てはどうですか、先ほどと同じ質問になりますけれども。

○坂元政府委員 先生御指摘のとおり、現行の私学法十九条では、要するに、先ほど私も与党の先生の御質問にお答えしましたとおり、委員二十人をもつて構成するというふうな私大審がなっております。そのうち私立学校関係者の委員の数は全体の四分の三以上でなければならないということが法律上明らかにされているわけでございます。それからもう一点は、端的に申し上げますと、その二十条で、この私立学校関係者の候補者は私立大学関係団体の推薦をもつてその候補者としなければならないという規定になっているわけでございます。その改正を御審議いただいております新しい私学法では、十八条で、十九条の三項で書かれていると同じような趣旨の「大学設置・学校法人審議会に置かれる学校分科会の組織については、同条第四項第二号に掲げる者のうちから任命される委員」というのは、学校教育法の新法の六十九条の四の四に「大学設置・学校法人審議会は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する六十五人以内の委員で組織する。」と書いてございまして、これは現在の大学設置審議会の委員の任命と、それから私立大学審議会の委員の任命と両方包含して規定しておりますので、第一号は「大学の職員」、これは言いかえれば国立大学、公立大学の職員、私立大学の職員を含めた規定でございます。それから第二号が「私立大学の職員又はこれを設置する学校法人の理事」、この二号に該当するのが現行の私立学校法第十九条の二項の一号に当たります。「私立大学の学長、私立高等専門学校の校長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事」、この規定に該当するわけでございます。

それから前に戻りまして、学校教育法の六十九条の四の三「学識経験のある者」、これは現行の十九条の二項の二「学識経験のある者」というふうになっているわけでございます。そういう意味で、ここに書いてございまして同条第四項第

二号、これは学校教育法六十九条の四の「第四項第二号に掲げる者のうちから任命される委員」、言いかえれば第四項第二号というのは、私立学校関係者のうちから「任命される委員の数が学校法人分科会に属する委員の総数の四分の三以上になるように政令で定めるものとする。」言いかえれば現行十九条、今の私立学校法十九条と同じように委員の構成については制限をしているわけでございます。それに基づいて政令で四分の三以上になるように委員の構成を定めようということになるわけでございます。

それから、委員の候補者の推薦でございますが、委員の候補者の推薦につきましては二十条に詳細に規定されておりますが、一応新法の十九条では「私立大学等関係委員の候補者は、私立大学及び私立高等専門学校が組織する政令で定める団体の推薦する者とする。」ということ、政令にその中身をゆだねておりますが、私も、今のところ政令では現行の二十条の考え方を踏襲いたしまして、「私立大学及び私立高等専門学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、私立大学及び私立高等専門学校の総数の三分の二以上をもつて組織される」団体というふうに規定したい、言いかえれば現行の二十条と全く同じように政令で定めたいというふうに考えているところでございます。

○沢藤委員 だんだん出てくるから話が長くなるので、できればこれは資料として早目に出してくだされば、私もこんな人から恨まれながら長い時間質問しなくて済むのですけれども。

先ほどの大学審の方の二十名、これはどのようにしてどういう基準と申しますか、先ほど例に引きました私立学校法の場合は委員について随分詳しくいろいろ規定されているわけですから、大学審の二十名というのは一体どういう基準で選定されるのでしょうか。

○阿部(充)政府委員 大学審の委員につきましては、大学に関して広かつ高い識見を有する者の中から選ぶということでございまして、具体の選

定は、大学に

定は、大学に

なおその中で、例えば大学院に関する設備の充実——失礼いたしました。改革協議会のメンバーは十八名でございました。具体の課題といたしましては、大学院の飛躍的な充実という観点から、大学院のための先端的設備の整備が必要であるという御意見をいただきまして、今年度の予算で国公私立を通じて三十二億円の設備費を新たに計上してお配りすることにしたというようなことが具体の成果として現在出ております。

ある。そういった意味で、高度成長以降、財界の方の発言が、教育の場において、農業の場において少し多過ぎる。これは私の感じですから、どなたたが何とおっしゃろうとした方ありません。そういう意味で、メンバーとしては、このままのような、一人一人という意味じゃないですよ、こういうような色彩でいくことについては私は好ましくないうちと思うのですが、大臣の御意見はどうですか。

○塩川国務大臣　今の大学改革協議会を見ていま

いいことなのかという点について、基本的な点について大臣のお考えをお聞きして、質問を終わらせていただきたいと思います。

私は日本の大学の歴史は大体三つの時期に分けることができる。これは物の本にもよるわけですが、一つは、明治五年に学制發布されまして一つの方向性が示された、詳しく言えば一時期かかりますから飛ばしますけれども、そして東京大学が創設されたのが明治十年、これが唯一の

いうふうな「國家思想ノ涵養」が入つてまいりまして、それに続く文面には、「皇運ヲ無窮ニ扶翼シシテ」とある。この「皇運ヲ無窮ニ扶翼シシテ」が「奉ル」というふうなことであるとか、「國防ニ関スル」というふうなことがつけ加はれて、戦争に突入していくわけでありまして、これが第二期であります。

第三期は戦後の教育ということになると思いますが、これはいろいろ申し上げる必要もないと思

いまずけれども、新制大学の制度としては、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」というふうに非常に平和的になつてきておる。しかしその後、それは企業なり産業とのかかわり合いにおいて、基礎研究と応用研究とのバランスが応用研究の方に移つていつてゐるのです。

今大變駆け足で申し上げたわけですが、大学、大学の歴史を大きく三つの時期に分けましたが、國家の状況あるいはその時期における大学に期待するものというのを背景にしながら大学の性格づけというものが示唆されてきた。

さて、この流れを見て、今の第三期の戦後教育というものをあえて戦後政治の總決算ということと考へていつた場合、これからの大学というものをどのように持つていかれるのが今の時点における大臣としてのイメージであるか。さき申し上げた「皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ル」ではないのでしようけれども、國家の要請、基礎研究、応用研究といったものを含めまして、大臣に一言御感想をいただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○塩川國務大臣 私も素人で余り大きいことも言えませんが、私が感じております第一は、これだけ世の中が複雑になり、そして技術、學芸というものが広範にしかも非常に高度に發展してまいりました。そうすると大学の中でまず考えなければならぬのは、大学は教育の場であると同時に研究開発の場であるということ、戦前におきまして大学はこの二つをエリート教育の中で兼任してやつてまいりました。しかしこれからは、大学における教育と研究というものは相互に関連はいたしませんけれども、ある場合には分野のある程度分離していかねばならぬような事態もだんだんと起こってくる。けれどもそれは、研究は研究だけで、あるいは教育は教育だけで立つものではございませぬ。そこに相互に交流しながら大学教育の実を高めていくことをまずやらなければならぬ。

ならないのではないかと思ふのであります。

それと、先ほどお聞きしておりました、よく研究してこられたと敬意を表しておるのですが、確かに日本の大学の今までの制度の中に國際化ということが一つも入つておりませんでした。日本がこれだけ豊かな經濟力を持つようになつて、なおかつ學問、特に基礎學問で國際的に寄与しておる分野が少ないとするならば、これは残念なことだと私は思ふのです。ですから、國際的に寄与し得るような基礎學問というものを今後大学がうんと力を入れていかなければならぬのではないかと、私はこう思ふのであります。同時にそれが國際化への道につながっていく、こう思ふておるのであります。

それと、もう一つ大学が持つておりますのに、學問に関する情報を収集して、そしてそれを適當にそしやくして、よりみずからの努力で情報化社會に対応していく能力を現在の大学につけていかなければいけないのではないかと、こういうことを思ふのでございまして、そういうことを通じて大学が日本の教育の水準を高めると同時に、また學問の拠点としての發展を果たしていくようにいたさなければならぬ、こういうことを私は素人ながら思つておるものであります。

○沢藤委員 終わります。ありがとうございます。

午後一時十五分 休憩

○愛知委員長 午後一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二十分 休憩

○愛知委員長 午後一時二十三分開議

○愛知委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○江田委員 私はこんな話を聞いたことがあるのです。世の中が悪くなるについては三種の人間が責任あるといふのです。その一人は教師。教師がどんな問題を持つてゐるかといふのは今まだいろいろ議論がありますが、その教師の一人

番頂点に立つた大学教授を含む大学、これがいろいろな問題を抱えていることは事実で、これを何とかしたいといふこともみんな共通しているわけですが、ただ何が問題かという認識とかこれをどう何とかするかの方法とかは議論がいろいろあるわけですから、そこで大いに議論をしなければならぬと思ふのです。二番目に世の中が悪くなるについて責任のある人は宗教家。これはきよはさえておき、三番目に、本當は最も重要な責任があるのかもしれないが、政治家といふのが出てきます。

教師と宗教家と政治家、これが世の中を悪くするといふわけですが、きよロッキード事件の判決が出ました。伊藤宏被告に執行猶予四年がついた以外は控訴棄却、したがって我々の同僚議員である田中角榮元首相は懲役四年、追徴金五億円ですかの実刑が高裁でも言い渡されたわけですが、第一審の判決では、このロッキード事件、田中角榮元首相の行為について、國民の公務の公正に對する信頼は甚だしく失われた、社會に及ぼした病理的影響の大きさはかり知れない、この糾弾されたわけで、今大学を云々する前に、まず世の中を一番悪くしている政治家がこういう問題について一体どう新たな決意で事を正していくかをやらなければならぬ。國民を教育するとか何とか言う前に、まず陳より始めよということですが、きよこのこの判決は文部大臣も當然お聞きになつてゐると思ひますが、教育に對して一番重要な責任を負つてゐる大臣としてどういふふうにお考えになるか、まずお聞かせください。

○塩川國務大臣 私は、どんな判決であつたか詳しく聞いておりませんが、テレビを見ておりましたが、直ちに田中被告側はこれを上告するといふことを言つております。最高裁へ上告されるのだと思ふのですが、結局そういうことを見ますと、やはり上告されたその結果を見なければこの問題については言えないと思ふのです。

しかし、政治家の倫理問題としていろいろと世間から言われていることがございしますが、それは

それとして、私たちは世間の声というものを謙虚に受けとめる必要があると思つております。しかし、このロッキード問題と我々個人といふものは、自分さえしつかりしておればさういふことはかわり合ひのないことでございしますので、まず政治家一人一人が自分の責任の重大さを自覺して、信託にこたへる氣持をしつかり持つことが大事だと思つております。

○江田委員 政治家一人一人ももちろんですが、でも、國民から見ますと大学もいろいろ問題がある。しかし、大学もやはり、大学一人一人の問題だとは言えない、いろいろな仕組みの問題や何かで、もっと大学しつかりしてほしいといふのは國民の声。同時に國會も、政治家一人一人といふふうにしてしまふのではなくて、やはり國會として政治倫理を正していくということについて何かしてくれないと、大学のことをいろいろ言う前に、まず國會がこんなことではないのかといふことだと思ふのです。上告をされたとするならば上告審を見なければならぬわけですが、一体なぜ政治家は、起訴されて、まだ上告審がありますからと言つて平氣でおられるのか。普通の公務員は起訴されたらそれで休職になるじゃないか。國會といふのはいいですね、こう國民は思つてゐるわけでしょう。今文部大臣は、この政治倫理についてもう少し世間の声を謙虚に聞くべしといふ話はあつたわけですが、それでも、政治家個人個人の問題とされるのではなくて、やはり内閣の中にもあるいは自民黨の超有力政治家の一人としてでも、これを契機に、大學に對していろいろなことを言う立場を確立するためにも、國會みずから襟を正さうじゃないかといふ發言をされるべきではありませぬか。

○塩川國務大臣 國會みずからといふことは江田五月先生も含んでの話になつてまいりますので、もちろん塩川正十郎も含んでの話でございします。これは政治家全部の責任であらうと思ひます。

○江田委員 きよはさこの事件に余り深入りするときはありません。しかし私は、もちろん私も含めてですが、こういう國會の状況で大學のこと

を云々するのはどうも何かおこがましいといひますか心がちよつと痛みますね。そのことをまず冒頭申し上げて、中身に入っていきます。これまでも戦後、大学について政治の場で議論をされたことは過去三回、今回で四回あると私は思います。時にはそれは、国会の正式の法案の審議ということにはならなかった、しかし時には法案の審議もあつた。

戦後、昭和二十六年には国立大学管理法というものが出来た。この中には国立大学審議会という制度の規定が含まれている。国会に提案されて審議も行われておりますが、廃案になつた。昭和三十七年には、これは国会にまで出されませんでした。国立大学運営法案、いわゆる大学管理法というものが大いに議論になつた。ちなみに、私は当時大学生で、学生自治会の委員長で、ちよつとやり過ぎて首になつたわけで、したがって大学管理法という分野のことはいろいろ思ひがございませう。そして三番目に、昭和四十四年、大学紛争が非常に吹き荒れて、紛争処理といひますか、押さえてつけないと目的で、大学の運営に関する臨時措置法が内閣提出で出されまして成立しました。成立はしたけれども、そのときの国会は大荒れに荒れた、これだけじゃないが、いろいろな課題があつて荒れたわけですね。そして今回が四度目ということになると思うのですが、こゝやつていろいろな議論があつた中で、一貫して常に議論になつていたのは、やはり大学の自治、学問の自由ということだつた。反対する側は、学問の自由、それに基礎を置く大学の自治、これを侵すことになるじゃないか、推進する側は、いやいやそんなことはない、こゝういふ議論だつたのです。

最初にまず確認しておきたいのですが、今回もこの学問の自由、大学の自治、これは最大限に尊重していくという立場は変わらないんだらうと思ひますが、大臣いかがですか。

○塩川国務大臣 先ほども申しましたように、学問の自由、それを保障するためには大学の自治が必要であるということ、これは当然でございませう。ただ私は、先ほども申し上げましたように、それはあくまでも大学人といひましようか、その大学人が国民の理解を得られるということが大事なのであつて、先ほどお話に出ましたような大学管理法をつくらなければならぬ、それを前提にするといふことが学問の自由と学問の自治が保障されていくんだといふこと、これは改めて私からも申し上げたいと思ひます。

○江田委員 例へば、あの大学の運営に関する臨時措置法のときには、これは言ひ方によれば学生の暴走によつて大学の自治もへつたけれども横から突つかい棒をするんだ、そういう言ひ方があるいはあるのかもしれないが、さあ、そんであるかどうか議論のあるところだと思ひますが、きょうはそれに入りませう。

今度は、今出されております大学審議会法案、学校教育法及び私学法等の一部改正法、これは大学がどうも自治、自治と言ふような状況じゃない、大学の自治がいささか危ないから、大学が自治を口にするのはいささかおこがましいといふような状態になつてゐるから、だから多少大学の自治を侵すような、大学の自治に抵触するようなことがあつてもあえて文部省側が乗り込んでいってこれを直してやろう、そういう親切なお心でございませうか。

○塩川国務大臣 全くすかたんなことでございまして、そうじやございませんで、そういう異常な事態がない限り学問の自由、大学の自治といふものは尊重していかなければならぬといふことであります。

○江田委員 確認しておきますが、今回のこの法改正は、少なくとも提出された内閣の、そして文部大臣のお考えとしては、学問の自由、大学の自治に全く抵触するものではない、こゝうお考えになつておられる、これでいいのですか。

○塩川国務大臣 その精神を尊重しながらやつて

いくんだということ、間違ひありません。○江田委員 精神を尊重するといふのはよくわからないのですがね。その精神を尊重するためにも若干手荒なことをしなければならぬ、そういうことなのか、それともこの法律は大学の自治は全然侵害するようなことはない、そういう法律じゃないかといふお考えなのか、どちらなのか。

○塩川国務大臣 絶対だとか全然だといふことをおっしゃるから――いろいろな表現はあると思うのですが、それは言つてゐることはよくわかつておると思ひますから、その程度でひとつ理解していただいたら……

○江田委員 何か非常に政治家的といふのですが、あうんの呼吸といふのですか、ちよつとそれではやはり困ると思ひますね。大学関係者が心配しておるの、それは杞憂だといふことなのか、それともあつていふ言ひ方だとやはり我々の心配も当たつてゐるのではないかとこゝろに大学関係者が思つたままではいかぬのか、こゝろをはつきりさせておかれた方がいい。はつきりさせても、なお、それじやこゝろの場合に大学の自治を侵害することになるじやないかとこゝろの議論が出てくるわけですから、少なくとも冒頭の大臣の答弁としては、大学の自治を侵すようなものではないといふことははつきりされたらどうですか。

○塩川国務大臣 私はそれははつきり言つておるはずでございまして、ただし、そういう異常事態を起こすようなこととか、あるいは国民がだれが考へても非常識であるといふようなことがない限り、それはやはり学問の自由と大学の自治といふものは認めて、これを尊重して十分守つていかなければならぬ、また守るのが文部省の責任でもあると思ひます。だから、そういう事態がない限り、学問の自由並びに大学の自治といふものは保障していくべきだ、私はこゝろ思つております。

○江田委員 その限りではわかるのですが、文部省は、異常事態がない限り学問の自由、大学の自治は最大限尊重し守つていく、それはさうです。私が聞いているのは、文部省はこゝろよりも、こ

の法律は、この学校教育法改正法案は大学の自治とこの点でちよつと抵触しますが、しかしこゝろの事態ですから仕方がないのですといふことなのか、それともさういふことは全然ないのですといふことなのかといふことです。

○塩川国務大臣 法案で見ると、私が言つた自由と自治は保障しておると思ひます。

○江田委員 何かどうも、どこかやましいところがあるといふような答弁に聞こえるのですけれども、それでは、今反対をしてゐるあるいは危惧を持つてゐる皆さん方が、なるほどといふことにちよつとならぬ。ならぬにはならぬ理由があるのかもしれませうけれども、しかし、いづれにしても大学の自治といふものは民主主義体制の一つの基本的な価値ですから、これは民主主義体制でない体制では容易に崩される、しかし、我々の民主主義体制のもとではこれはしっかりと一つ一つの価値として守つていかなければならぬものですから、この点はひとつ万端漏れなきよう願ひをいたしておきます。

ところで、これまでの三回の大学に関する政治の場での議論の成果といふものが今回のこの大学改正法といふことに引き継がれておるのかどうか、要約して簡単に結構ですか、こゝろいふことがありましてこゝろいふにこゝろまでの経験を引き継いでおりますといふことがあれば、お答えくださいます。

○阿部(元)政府委員 先生から、昭和二十六年以来のいろいろなケースについてのお話でございまして。

確かに、お話しございましたように二十六年の国立大学管理法、それから三十七年は、提案されませんでしたけれども、国立大学の運営法案といふものが用意されたといふことがございましたし、御指摘の紛争時の臨時措置法もあるわけでございます。もちろん、こゝろいふたぐいの従来の経緯といふのは我々の念頭に十分入つておるわけでございます。

ただ、こゝろいふたぐいの事柄といふのは、大

学の管理運営についていろいろ異常な事態等がありました。その問題について正面からどう対応するかというところが基本になって、この問題が議論されたということであらうと思いますが、今回私も考えております。大学改革というのは、大学を国際的にも高い水準のものに高度化をしていきたいとか、あるいは大学教育、学部教育の内容についても社会のニーズに合うようにできるだけ改善をし充実をしていきたいとか、あるいは大学の運営等につきましても、大学における教育・研究が生きて行われるような仕組みというのをどうすればいいのといったような、総合的な観点から大学の改革というものを考えておるわけでございます。そういう意味では、先生お挙げになりました従来のケースとは視点が違つて申しますか、次元が違つた問題に対応しておると思うわけであります。そういう意味からは、従来の、この部分がこうで、これがこうでというたぐいのものではないのではなからうか、そう理解しておるわけでございます。

○江田委員 例えは昭和二十六年の国立大学管理法案というのを見ましたら、これはなかなかおもしろいですね。第四条で「委員」というのがありまして、二十人の委員で国立大学審議会を組織するんだそうですが、この法律の中身、第二項では「国立大学の学長が互選した者 六人」「日本学術会議がその会員のうちから推薦した者 四人」「学識経験のある者について両議院の同意を得た者 十人」この委員についてなかなか細かな規定があるんですね。その推薦の方法とか学術会議の会員の地位を失った場合の退職であるとか、まあそんなこともずっと細かく規定してある。委員の任期も規定してあります。会長、副会長もありません。先ほどかなりもめておりましたが、免職のこととか権限のこととか会議の招集のこととか、あるいは議事の仕方、だれが議長になるとか過半数とかというような話、報酬、費用弁償、そういうことまでずっと書いてありますが、こういうような細かな規定は、これを置くとどうも国会がもめてし

ようがないから今度はそういうことをやめたいんだ、こういうふうに、前の経験を生かされたとか邪推をしなくなるのですが、これはどうなんですか。こういうようなことを今回はなぜ決めないんですか。

○阿部(元)政府委員 昭和二十六年でございますが、国立大学管理法案というのは、言うならば国立大学を設置して管理をしているという立場での設置者である文部大臣の権限にかかわる事柄についてのこういう審議会をつくらうといった考え方があったわけでございます。ですから、この国立大学管理法案で言っております国立大学審議会の例えは「権限」を見ましても、国立大学についての法令、例えは国立学校設置法をどうするかというようにたぐいのことであります。あるいは予算をどうするか、あるいは学部・学科の設置とか学生定員をどうするかとか、そういうたぐいの、国立大学のまさに管理者としての大学自体あるいは文部省が行うべきことについての御審議をいただく機関、こういうような特別の機関という位置であつたわけでございます。そういう意味では管理機関の一種であつたかという感じがするわけでございますけれども、今回お願いをしております国立大学審議会法案は、こういった国立大学の設置、管理について直接かかわるといふような性格のものではなくて、一般的に大学政策についての御議論をいただく、文部大臣に対して答申あるいは勧告等をいただく、そういう機関ということで位置づけしておりますので、そういう意味では一般の審議会と性格的に同じようなもの、そういうふうにご覧いただいております。

そういう観点から、ごく基本的な事項を法律に定めるにとどめまして、あとは先ほど御答弁申し上げましたように政令に中身はゆだねるといふことで、政令で細かい審議事項あるいは任期等は決めることに——審議事項というのは、失礼いたしました。任期とかその他の内部組織とか、そういうたぐいのことを決めるといふことにいたしておりますので、そういう意味で、機関としての性

格が違つということから、格別この二十六年の法律案を見てどうこうしたということではございません。むしろ、先生の御指摘をいただいても一度勉強のし直しをしたというのが実態でございます。

○江田委員 今の失礼しましたという部分ですが、これははっきり取り消されますね。

○阿部(元)政府委員 審議事項を政令でということとは、取り消させていただきます。また、私の言い間違ひでございました。

○江田委員 その上でですが、どうもやはりちよつと素直に納得しかねるのです。管理者として管理の方法などについての審議であるから、任期であるとか手続であるとか委員の資格であるとか招集であるとか議事であるとか、そういうことを法律で決める、そうでないものは政令にゆだねるといふのが——今いろいろ資料が手元に十分ないから、あの場合はどうだ、この場合はどうだという申し上げるほどこちら材料を持っていません、正直言つてですが、どうなんですか、最近はこの立法技術として、こういうような細かなものまで、細かなことか、本当は民主主義といふのは手続ですから、手続が一番重要なんです。その部分をきちんと、もし国会を大事に考えるなら、国会の中でそういうものを審議をして法律で決めておくことが必要だと思ひますが、立法技術として全体的に変わつてきているのじやありませんか。

○阿部(元)政府委員 先ほど申し上げましたけれども、今回のものは、文部大臣の諮問に依つて一般的に大学政策についての御議論をいただく審議会でございますので、他の審議会の場合と同じようなたぐいの規定の仕方をさせていただいたという点では、おっしゃる通りに立法技術的な問題もあるわけでございます。

ただ、さきの国立大学審議会という昭和二十六年当時のこととの比較でお話ございましたので、性格が違つたところがあるということを申し上げます。

○江田委員 性格が違つたことはこれはわかり切つてゐるわけで、押し問答しても仕方がないので、昭和四十四年の場合で受けけれども、これは先ほど言ひましたように大変に大学が荒れてゐる時期であつて、病理現象、急性症状の時代であつたかと思ひますけれども、まずこの前提として、大学の紛争処理、こういうものは今度のこの大学審議会では扱うのですか。

○阿部(元)政府委員 先ほど来お答え申し上げておりますように、大学審議会は大学についての基本的な事項について審議をするということでございます。そういう範囲の中に形式的に言えば入り得るかと思つておりますけれども、ただ、私どもが現在問題意識を持つてこの審議会をつくりたいと考えておりますのは、先ほどお話し申し上げましたような、大学の改革をしていきたいということを中心と考えておるわけでございます。そういう意味で、将来大学の紛争処理というところが一般的に大問題になるといふ事態が仮に出てきた場合にはあるいはそういうこともあり得るかとも思ひますけれども、現段階でそういうたぐいのものを対象にしてこの審議会で審議をするということをご予定しておるわけではございません。

○江田委員 もっと前向きなことを考えているんであつて、そういう紛争処理とかいふような後ろ向きなことは考えていない、今はそういうような事態にはない、将来そんな事態が——それは世の中のことですからわからぬけれども、またまたああいふような大変なことになると思つていない、そんなことを予測しているわけでもない、こういうことですね。基本的事項について審議をするというわけですが、その基本的事項には紛争処理の方法などが予定をされているとかいふようなことはない、どう何々とおきたいと思うのですが、しかしやはり心配になるんですね。

大学の運営に関する臨時措置法、これは「その施行の日から五年以内に廃止するものとする。」こうなつてゐるんで、これはもう廃止になつてゐるわけですか。

○阿部(先)政府委員 先生御承知の上でお聞きいただいていると思いますが、大学の運営に関する臨時措置法でございしますが、これは法律を制定いたしました際に、その附則におきまして「施行の日から五年以内に廃止するものとする。」という規定があるわけでございまして、法律の題名どおりいわば臨時的な措置として設けられたものでございします。そして、昭和四十九年八月に施行の日から五年という期間が経過をいたしましたので、いよいよ廃止の時期になったわけでござい

ますが、その時点におきまして、政府として、その期限到来に伴いまして、それでは具体的にどういう法律的措施をするかということについて種々議論を重ねてきたわけでございしますけれども、遺憾ながら結論を得るに至らないというような状況で今日に至っておりますわけでございまして、今後の諸般の情勢を見ながら引き続き検討すべき課題である、こういうふうな認識をいたしておるわけでございします。

○江田委員 「廃止するものとする。」というのですから当然廃止になっているはずのものとと思いますが、いまだに生きている。生きているけれども、これは何という名前でしたかね、審議会がありまして、文部大臣が学長に対していろいろなことを勧告をしたりする場合には特定の審議会の議を経てやるということでしたかね。その審議会のメンバーは任命をされておらない、したがって審議会が動きようがない、したがってこの法律による一番強力な文部大臣の勧告権限というの行使のしようがない、こう理解してよろしいですか。

○阿部(先)政府委員 「廃止するものとする。」という規定になっておりまして、しかしながら廃止をされていらないということになっております関係上、法律そのものは存続をしておるわけでございしますが、ただ事柄の性格上、あるいは最近の諸般の情勢から見まして、臨時大学問題審議会の委員の任命は行っておりませんし、必要な予算措置も行っておりませんというのが最近の状況でございしますので、そういう意味で、問題が起りました

場合に直ちにこれが動き出すというふうな仕組みには現状ではその体制はないということでございします。

○江田委員 現状ではその体制にないし、しかも先ほどのお考えでしたら、予測し得る将来そうしたことが必要になるような事態というのは全然考えていない、こういうことですね。だって、大学審議会の方は、基本的事項というけれども、そういうことは審議内容として考えていない、そういうことなら、この大学の運営に関する臨時措置法は、大学審議会の方にこういうものがまた引き継がれていくんじゃないかというように、がもし無用の心配だとするならば、きつさと「廃止するものとする。」というこの廃止法というものを準備されたらいかがですか。

○阿部(先)政府委員 この法律につきまして、その期限が到来した時点から政府内部でもいろいろ検討してきたということは先ほど申し上げたとおりでございしますが、ただ、現実には私も先生にお答え申し上げましたのは、全体的に紛争問題について基本的に議論をしなければならぬというふうな現在の情勢ではないかということも申し上げたわけでございまして、今後ともそんなことはないと絶対的に心配がないとか、そういうことを申し上げたつもりはないわけでございします。

今回、現実のこの法案につきましても、この法律の期限が到来しました時点以降これを廃止していいのかわかるとかということについていろいろ議論があり、あるいは廃止をした場合に廃止のしっ放しではなくてこれにかわるべき法的措置を何らか講じた方がいいのではないかとというふうな、いろいろな議論がずっとございしました。それについての結論を得ないままに今日に至っているということとでございします。

大学の現状は、確かにそういう問題が一般化するような状況には全くないことは事実でございしますけれども、なお今日でも幾つかの大学において、紛争法に言う紛争というふうな定義に該当することとまでいかなくてもいろいろな騒ぎ等は起こって

おるわけでございしますので、そういったこと等も踏まえまして、これを直ちに廃止してしまうのはいかがであらうか。しかし、それにしても、それではどう対応すべきかという重要な問題につきましまして、この新しくお願います大学審議会で議論をしていただくということよりは、むしろ政府の段階で、従来からの課題の引き継ぎとして、我々の中に課題として持つていこうというふうな対応で現在おるところでございします。

○江田委員 何かあつちへ行ったりこちへ行ったりという答弁のように聞こえるのですけれども、この大学の運営に関する臨時措置法が発動されなければならぬような事態というのは、先のこととはわかりませんから、将来絶対そういうことはないんだというふうなことはだれも言えませんが、言えませんが、しかし、この法律をつくるときには五年間、とにかく異常事態だから、急性症状の病気のときだから、だから五年間この法律で何とかということだったわけでしよう。それが終わったら、これはけじめとして、「廃止するものとする。」というのですから、それを廃止しなければいかぬと思うのです。もし、いや、廃止してもいいのですが、だけれども何かまた起こるかもしれないからというふうにしてこのことがはつきりしないのだったら、やはり紛争処理といったことも今度の大学審議会でのじやないか。前向き前向きと云うが、後ろ向きのこともやるのじやないか、そういう心配が出てまいります。

なぜ一体これが廃止できないのか。「廃止するものとする。」というのですから、廃止をする法律を出す義務がどこにあるかと思うのです。これは閣法ですから、やはり内閣にあるのじやないか。

○阿部(先)政府委員 この法律はもともと政府提案で行われたわけでございしますので、「廃止するものとする。」というところについて何らかの措置をするというのは政府側の責任であらうと思えます。そういう観点から、我々もいたしまして、この問題については鋭意毎年考えてきたということとでございしますが、先ほど来お答えしておりますよ

うに、廃止をするというときにどういう廃止の仕方をするかということもございまして、その場合に、ただ廃止をすればいいという御意見もあるかと思いますが、なおまだ紛争の芽というのは全くゼロではないといたしました場合には、どういう形でもってさらに法的手段が必要かどうかというふうな議論等もいろいろあつて、まだ結論を得ていないということもございまして、そういう意味でもうしばらく時間をかけていただいで検討したい、こう思っておりますのでございします。

○江田委員 廃止をする場合にどういう手だてが必要かといった議論は大学審議会の審議事項には入らない、きつきの答弁はそう聞いていいのですか。

○阿部(先)政府委員 先ほど来お答えしておりますように、これを大学改革に伴ういろいろな課題の中でまず一つ重要な事項として大学審議会が審議をしていただくというふうには考えていない、こういうことを先ほど来申し上げておるわけでございします。

○江田委員 これはやはりけじめでして、国会が五年たったら廃止するのだと言っているのだから、それは後でまた何かが必要であるかどうかは別として、そういうときには廃止をきちんとするということをやっていかなければならぬと思えます。そういうけじめを左右にしようとする、ずるずると責任逃れで言を左右しようとする、これは余り好ましくない、いい影響を与えないと私は思います。まだ今もいろいろ小さな紛争があれこれあるからというふうにおっしゃいますけれども、果たして一体大学というところが全く何の紛争もなしに、そういう政治的な議論もなしに平和無事に過ぎていくのがいいのか、それとも多少の議論がありながら、まあ自分がやったから言うわけじやありませんけれども、多少のめめごともありながらいく方が本当の社会人が育っていくのか、そのあたり私はもっと大きな目から見ないと、管理者にすればきつと管理できているのが一番いいということになるけれども、やはり教育です

から、歴史に対する責任があるわけですから、歴史に対する責任というのは、余りそのときの平穩無事だけで過ごしてはいかぬと思います。これは私の意見ですが、大臣どうですか、どういう感想をお持ちですか。

○塩川国務大臣 この法律の処理は、こういうものこそまさに国会の問題だと思つてゐます。国会は法律を制定しあるいは廃止をする、それは国会の機能の一つではなからうかと思つておられます。

○江田委員 私がちよつと聞きたかつたのは、大臣の政治家としての見識、つまり大学というのは全く平穩無事で、するするするところトコロテンのように、今そういう議論があるのですよ、ちよつと余りに学生が小物過ぎるじやないかと。御存じでしょう。だから、多少は大学紛争みたいな、余りそれがめちやくちやになつて勉強もできないのも困るけれども、時にはつばを飛ばしなから大いに議論をする、暴力はいけませんけれども、多少は、お、何だというようなことが、国会でもちよつとは——国会は余りよくないのかもしれないけれども、あつていいのじやないかということについて、文部大臣としての大らかな心意氣を示したらいかがかと思つて聞いたのです。

○塩川国務大臣 学生がやつておることで、エネルギーの発散であるというそういうことで、また若さのことから、国を憂いあるいは世界の平和を憂い、そういうことでやつておるということには私も理解はいたしますが、しかし往々にいたしまして、外部の勢力なり特定のイデオロギーが持ち込まれて氣違ひを起す、これは私は慎むべきだ、こう思います。

○江田委員 話を交えて、臨教審の第二次答申では「我が国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する勧告権をもつ恒常的な機関として、ユニバーシティ・カウンシル」を創設する。これをこのまま受けて大学審議会というものをつくらうということですか。

○阿部(元)政府委員 基本的な意見、考え方とし

ては、臨教審の御提案になつたものとかかなり一致したことをこちらに提案として提案をさせていただいておると思つておりますが、ただ内容的には、例えば今先生のお話の中で助言、援助というように、例えがございましたが、これは私どもは、臨教審の御趣旨がどういふことであるかということまで全部を知るわけにはまいりませんけれども、審議会というものの性格上、助言、援助というものは、個々の大学に対して審議会が直接助言、援助するといふようなことはあり得ないこととございします。そういう観点からいへば、審議会が文部大臣に対する答申その他の形で審議会としての意見を表明されたということが、結果的に大学等を改革していくための助言なり援助なりになつていくといふような趣旨として理解をしておるわけとございまして、そういう意味で、法律上助言、援助といふような機能を規定してないといふようなことはございします。

○江田委員 そうすると、臨教審答申の「高等教育の在り方を基本的に審議し、これが、高等教育の諸課題に対応し、積極的に改革を推進するため、高等教育の基本的なあり方を調査審議する」というところであらわされてゐる、そして「文部大臣に対する勧告権をもつ恒常的な機関」、これはそのとおりですね。それで、真ん中にあります「大学に必要な助言や援助を提供する」この部分は、大学審議会には受けていない。そうすると、臨教審答申のつまみ食いじゃありませんか。

○阿部(元)政府委員 助言、援助を受けていないといふことではなくて、助言、援助といふことを機能として法律上書き込むことをしなかつたといふこととございします。それは先ほどお答えいたしましたように、この大学審議会の答申、勧告、そういうふうなもので、大学審議会として大学をこいうふうな持つていくべきだといふことを言われる、そういう提言が結果的に各大学の運営等に對する助言なり援助なりになるということであつて、それを改めて規定することはないといふこと。もう一つは、個々の大学に対して発言をするよう

な疑いを持たれてもいけないから、その部分は法律上書かないといふことをしたわけとございまして、そういう意味では趣旨は受け取つてゐるつもりでございしますけれども、法律上の条文の整理の仕方としてそういう仕方をさせていただいた、こいうわけとございします。

(委員長退席、鳩山邦子委員長代理着席)

○江田委員 審議会であらうかあるいは審議会の勧告を受けた文部大臣であらうか、個々の大学に對して直接に助言、援助をするといふのは、これは頭の中にあるのですか、ないのですか。

○阿部(元)政府委員 この審議会の設置と離れた問題としてお答えさせていただきます。文部大臣には各大学等の機関に對して助言をしたり援助をしたりといふ権限が基本的にございします。それで、に基づいて個々の大学に文部大臣として助言をし、援助をするといふことはあり得ることとございします。ただこの審議会がするといふことはあり得ないことだ、こいうこととございします。

○江田委員 臨教審答申のユニバーシティ・カウンシルといふのは、個々の大学に對していろいろ助言、援助、そういう言葉で頭を浮かぶさまざまな活動について割に重要な位置を置いているのかと眺めるのですが、それは例へば第三節の③ですか、「ユニバーシティ・カウンシルは、答申を行うほか、自ら大学に関する調査研究、大学に関する必要な情報の収集や提供を行い、その他いろいろ書いてありますね。『大学制度の基本に関する事項ならびに大学の計画的整備と見直し、専門分野に応じた人材の養成計画、大学教育の内容、方法等の検討、大学評価システムの開発』、そういった臨教審答申に出されてゐるユニバーシティ・カウンシルのある種の活動は、この大学審議会はそのまま受けてゐるわけではない。それでいいのですか。

○阿部(元)政府委員 先ほどのお答えの繰り返しになるかと思ひますけれども、ユニバーシティ・カウンシルについての提言といふものは、個別の大学への助言、援助といふことを考えてい

るわけではないと私どもは理解をしておるわけとございまして、こいうふうに読んでおるわけとございします。

また、そのほかの点では、例へば必ずから調査研究をする、情報の収集等もする、こいうことにつきましては審議会の機能として当然あり得ることとございします。そういう意味では、これも法律上の規定として置く必要はないといふ考え方、思料しておるわけとございします。そういう意味で、この臨教審の提言のその趣旨を受け継いで今度の法案をつくつてゐるということとございまして、いわゆるつまみ食いをしたといふふうには考えておらないわけとございします。

○江田委員 今の答弁のあたりは議事録を見ながらもう一遍細かく検討してさらに詰めたところですが、同僚委員に後でやつていただくことになしまして、次へ行きたいと思ひます。

この大学審議会関係の法改正については、先ほどのお話ですと、臨教審の答申をいただいたて今度の法案によつて大学審議会が生まれるまでに時間の経過がどうしてもあるわけですが、その間、いろいろ重要な答申をいただいたながら大学改革を待つてゐるということではできないので、そこで関係者に集まつてもらつて議論をした、それが大学改革に関する研究協議協力者会議である、こいうお話でした。この大学改革協議会といひましようか、これはいつできて、そして何をするためにできておるのですか。

○阿部(元)政府委員 大学改革協議会とございしますけれども、昨年の四月に臨時教育審議会の第二次答申が出まして、各般の改革の課題が提言されたわけとございしますが、そういうこと等を契機といたしまして、同じく昨年の四月に、主として大学関係者その他の学識経験のある方々にお集まりいただきまして、まずはいろいろな問題についての議論をしていただくこいうことと議論をしていただく、もう一つは、当面できるだけ速やかに実施した方がよいと思はれるような問題についての御意見等伺いたいといふようなことと

昨年の四月からこれを始めたわけでございます。
○江田委員 これまで九回議論をされた。きょうも会議を開いておるといふことですね。そして、この中で大学審議会のこと、あるいは大学院のこと、設置基準のこと、これまで議論をされておる。そうした議論というものは、それが一つの成果であるのだからこれは大学審議会に引き継がれていく、こういうことでした。よろしいですか、それで。確認だけ。

○阿部(元)政府委員 大学審議会というのは、やはり臨教審で提案されているような、あるいは我々いろいろ考えておりますような大学改革というものについての個別の具体的な詰めをやっていた、たゞとていうのがねらいでございまして、けれども、その際にやはり関係者のコンセンサスをつくりながらやっていくというふうな気持ちもあるわけでございまして。そういったような意味から、まず

国公立の大学等の関係者を中心に、いろいろな課題についてこの改革協議会で議論をしていただいたわけでございまして。ただ、これは、組織的には大学審議会につながるものではございません。で、大学審議会のブレの状態のようなもので、実質はありましたにしても、この議論の結果がそのまま大学審議会に引き継がれて、という言葉が適当かどうかと自信がございませんが、ただ、これこれのメンバーで集まっていたら、こんな議論がなかったというところは一つの成果として大学審議会が発足したときにはお伝えをして、一つの重要な参考資料としていただこう、こういうつもりは持っておるわけでございまして。

○江田委員 大学改革協議会は大学審議会が発足した後も残るのですか。
○阿部(元)政府委員 大学改革協議会につきましても、大学審議会が発足の時点では解消したいと思っております。

○江田委員 この大学改革協議会の人選ですが、議論はありますがそれなりの人選であるという感じもしますが、これはどういう基準でお選びになったのですか。例えば大学人をどう入れるとか、

国立、公立と私立の比率とか、地方の大学、大都市の大学、あるいは年齢、あるいは大学人でない人の場合にはどういう基準とか、男女の比率とか、いろいろあると思いますが、どういう考えで人選をされましたか。

○阿部(元)政府委員 一般に、こういう非公式の機関あるいは非公式に限らずこういう機関の人選の場合には、いろいろなことを念頭に置いておられますけれども、それを明確な基準という形でつくって、これに当てはまるか当てはまらないかという形で人選をしていくということではない。ケースがしばしばあると思うわけでございまして、今回の大学改革に関する研究協議会につきましても、先生のお話にも出てまいりましたけれども、国公立の大学関係者というものをやはりまず考えていかなければならない。

(鳩山(邦)委員長代理退席、委員長着席)
大学というのはまた、大学の教育面ばかりでなくてやはり学術研究面というものもある、主として研究面についての配慮ということもある程度は考えていかなければならない。あるいはもちろんそれ以外にも、例えば現に臨時教育審議会という議論されている最中でございまして、臨時教育審議会との関係者のつながりという面から、そういう関係の方にもお入りいただくとか、かそういったようなこと、それからもちろん女性の方にも若干は入っていただきたいということとお願いをしたというふうなこともございまして。もちろんその女性の方の場合には民間の研究者であるというふうな特殊性も持っておられるというふうなことでございまして、いろいろな方向から考えて大体こういうメンバーということにいたしましたわけでございまして。

○江田委員 女性性は民間の研究者がいい。その今お入りいただいている方が民間の研究者であるという意味ですか、女性性は民間の研究者がいいということをおっしゃったのですか、どっちだったのですか。

○阿部(元)政府委員 女性の方にもお入りいただ

きたいということ、たまたま民間の研究者の中に立派な方がおられたので、その方を選んだということだと考えております。民間の研究者でなければいけないとかそんなことを考えているわけではございません。

○江田委員 十八人中女性が一人というのは、これはどういうことですか。高等教育はどうも女性になじまないという感じがしているのですか。そんなことはないと思うのですがね。十八人もいるのに女性一人というのはどうですか。

○阿部(元)政府委員 男女の比率というものを、男女の数の割合でいうわけにもまいりません。また、大学の関係者等となりますと、例えば現在の研究協議の協力者の場合には、大学団体の代表のような方を選んだということもございまして、そういう役職等も念頭に置きながら選んでまいりますと、どうしても男性の方が多くなってしまうという傾向があることは事実でございまして。女性性は一人でもいいと思つて決めたとかいうことではないということ、御理解をいただきたいと思ひます。

○江田委員 この大学改革協議会は大学審議会の先取りじゃないかという感じがしますね。どうですか、そうじゃないですか。

○阿部(元)政府委員 大学関係者等を中心に大学問題について御議論をいただくということ、でございますから、そういう意味では趣旨としては同じような趣旨だと思っております。もちろん、ですから大学審議会ができた際にはこれは取りやめようということ、考えておるわけでございまして。

○江田委員 同じようなことだと。あえて大学審議会の先取りだということ否定されない。そうしますと、どうも国会関係者としては、こちらに法律を出しになりながら、それより先に行政ペースでどんどん事が進むというのは、余りうれしくないことではないかということもあると思うのです。それはそれでいいおいて、もしそういうことならば、この大学改革協議会の議論が、手続的にいうわけじゃないけれども、ここでの議

論の成果が大学審議会にちゃんと引き継がれていかなければいけないと思うのです。ところで、引き継がれるということであるならば、この大学改革協議会の議事録やなんかはちゃんとつとておられるのでしょうか。

○阿部(元)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、組織的にも別のものでございまして、組織的に引き継がれるということではないというふうなさつき申し上げたつもりでございまして。ただ、こういう別の組織であるけれども、そこで議論されたことというのはやはり大学人を中心に議論された大事な一つの成果でございまして、これは重要な参考資料として、新しい審議会が発足した場合にそこにお渡しをするということにしたいと思つておまして、そういうことで、できれば大学審議会が発足という時点までには、何らかの格好で、今までの議事の中身がある程度まとめられたものにして大学審議会の方にお渡しをするということ、これは考えたいと思つております。

○江田委員 私が今聞いたのは、議事録をおつくりになっているのでしようねと聞いたのですが、その点のお答えはどうなるのですか。
○阿部(元)政府委員 正確な意味での議事録ということではございませんけれども、毎回の議論の要旨のようなものはもちろんまとめております。

○江田委員 大学審議会法、この学校教育法等の一部改正法、これについてはこの大学改革協議会で議論を経たわけですね。
○阿部(元)政府委員 もちろん、せっかくこういう協議会をやっておるわけでございまして、臨教審の答申の示唆を受けまして、文部省として大学審議会を設けたいということで、事を取り進めるに当たりましては、状況を御説明し、御了解をいただいているわけでございまして。

○江田委員 そのときの議事録はないとおっしゃるのですが、だけれども、議事録というものはないが要旨を書いたようなものはあるとおっしゃるわけで、それを提出していただけたらいいですか。

○阿部(元)政府委員 法案の案をその場で御説

明を申し上げて、ああ、わかりましたということ
でございいますから、それ以上格別のものはないわ
けでございいます。

○江田委員 法案の大綱を説明して、皆がああ、
そうですか、それだけでいい。議論というものは
しないのですか。なかなかいい人選で、あれだけ
の人が集まって、ああ、そうですかじやないだろ
うという気がしますが、どうなんですか。

○阿部(元)政府委員 もちろん、この協議会にお
きましては、それまで出されなかった臨教審の答申
等についてはその都度御説明を申し上げてきてお
ります。それで、これに基づく仕組みのものだ
というところで御了解をいただいているということ
でございいますので、委員の先生方はもちろん臨教審
答申を十分読んで勉強されておりますから、格別
の御議論はなかったと記憶しています。

○江田委員 それならそれでもまあいいけれども、
そういう要点的記録というものはお出し願えま
すか。

○阿部(元)政府委員 部内の会議で、そういう非
公式の会議での議論でございいますし、中身はごく
簡単なことでございいます。そういうたいしたもの
でございいますので、特別にお出しするということ
は考えておりません。

○江田委員 部内であるから特別に出すことは考
えてない。だけれども、この協議会は、大学審議会
ができるまで待てないからここでいろいろ大学の
問題について議論をした。それじゃ、そこで議
論の成果というのはどうやって大学審議会に引き
継いでいくのですか。だれが報告書をつくって大
学審議会に引き継ぐのですか。だれが報告するの
ですか。

○阿部(元)政府委員 先ほどお答えしたとおり、
大学審議会の発足の前にこの改革協議会は解散を
するということを予定いたしておりますので、そ
の時点では、それまでの議論のまとめを改革協
議会でやっていただきまして、それを文書として、
メモのような形で大学審議会にお伝えをする、こ
ういうことを考えているわけでございいます。

○江田委員 いろいろ皆さんから言わせれば雑音
かもしれないけれども、今の臨教審でもいろい
ろ聞こえてくるんです。委員でこれだけ言ってい
るのに、文部省の方の事務局はそれをききと文
書にしないで。あれだけ言ってもまだ一行も書い
てないなんて私は怒ったのよ、といううたれが
言ったかわかってしまいかもしませんが、そん
なこともあるんですよ。私は、やはりそういうと
ころはもっとオープンにしていかなきゃ、かのソ
連でさえ最近公開制なんて言っているわけであ
るから、もっともオープンにされたらどうなん
ですか。

○阿部(元)政府委員 先ほど来申し上げておりま
すように、私的ないわば非公式の会合でございま
すから、だれがどう言った、だれがどう言ったと
いう形で取りまとめましたし、おっしゃる通り、
皆さんの間で議論をしながら、大体こんなこと
であらうという方向に逐次まとまりつつある
という状況でございまして、いずれまとまりまし
た段階では、メモの形にして大学審議会にこれ
を引き継ぐということで考えておるわけでございま
す。

○江田委員 では、少なくとも、この報告書とい
うものは、できた段階では要求すれば我々にも開
示をしていただければいい。

○阿部(元)政府委員 改革協議会のまとめがで
きたならば、それについては隠すつもりももち
ろないわけではございいますので、必要に応じてお
配り等はさせていただきます。

○江田委員 報告書は隠す必要はない、その前の
要領筆記は隠す必要がある。私は基本的な姿勢
として、大学にいろいろな問題があるということ
はみんなが認めているわけだ。賛成している人
だけじゃないので、この法案に反対をしている
、あるいはいろいろな危惧を持っている人も、大学
にいろいろな問題があるんだということは認めて
いるわけで、みんな大いにひとつ議論をする、
いやいや、みんなで議論することになったら私は
恥ずかしくて物が言えないとかいう人は、これは

本間に切実に思っていないということなんです。
そうじゃなくて、だれの前でも大いに自分が思っ
ていることを議論していく、そういう議論を喚起
していく。そういう議論の大きな渦の中心かへり
か知りませんが、渦の中のひとつとしてこうした大
学改革協議会というものがあつて、そういう姿勢は
非常に大切なことだ。文部省が大学を変えてやる
とかいうことじゃなくて、みんなでいい大学をつ
くっていくこと、それでいい。それならば、
関係者みんなの、それこそ百家争鳴、いろいろな
議論をもっとも信頼したらどうなんですか。
国民の議論というものを信頼されたらどう
ですか。

○阿部(元)政府委員 関係者の中で大いに議論を
していただくために、今回の大学審議会みたいな
ものも、文部省だけですべてを片づけていくので
はなく、こういう審議会をつくって議論をして
いただくかと思っておるわけでございいます。そ
ういう意味では、改革協議会のまとめにつしまし
ても、先ほどある時点でまとめたものについて
はお配りをさせていただきます。あるいは公表させて
いただくというふうに申し上げているわけでは
ございまして、そういう節目節目でそれぞれのまと
まりについて発表して、またそれについての御議論
をいただくというようなことは考えていくべきこ
とであらうと思っております。

○江田委員 どうも本当はおわかりだと思つて
す。心の中ではそうだなというお気持ちをお持ち
になつておられるのだすけれどもね。本当に大
らかに、オープンにみんな議論しよう、そうす
ると必ずいい結論が出てくる。時には必ずしもそ
ういうことにならぬこともあります。長い歴史
を見ていくと、時に多少間違いが起きても、時に
失敗しても、みんな議論をしながらみんな結
論を探していくという姿勢の方が結局はいいと
ころに落ちついてくるわけで、それが民主主義と
いうものでしょう。それを我々は皆基本的に信頼
しているからこうしてやっているわけでしょう。
ぜひひとつこれはもっと大らかな、オープンな議

論にしたいだきだきと思ひますね。
大学審議会というものは、今まだ議論の最中
ですから、人選をどうするということになると、い
や、認めた上で話だということになるのかもしれない
ませんが、二十人、この大学改革協議会のような
人がすぐ引き継ぐことはいないとお答えになる
のでしょうが、概略、大学改革協議会のような
構成になるのですか、もっと違うのですか。人
じやありませんよ、今の国公私の大入の比率で
あるとか、あるいは年齢構成であるとか、男女の
比率であるとかその他ですがね。

○阿部(元)政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、具体の人選を進めていくことは今後の課題で
ございいますので、その際に、事前に非常に明快な
基準をつくってそれに合わなければだめだとい
うような仕組みで選考していくのは大変難しいわけ
でございいますので、そういう分野から何人とかい
うことは申し上げかねるわけでございいます。先ほ
ど大臣からもお答えいたしましたように、大学の
問題を議論するわけでございいますから、国公私立
の大学の関係者等の方々を中心に、広くいろいろ
な方々にお入りいただくという方向で物は考え
ていかなければならないと思っておりますし、も
ちろん女性の委員の方にお入りいただくというよ
うなことも、具体の人選の問題になりますと今こ
こで確約というわけにはいきませんけれども、心
得て対応すべき事柄であらう、こう思っておるわ
けでございいます。

○江田委員 世の中の半分は女性ですから、大学
といえども世の中の半分は女性だということが通
用しないわけではないのですから、女性が一人と
いうのはいかにもおかしいので、これはもう
ちよつとバランスのとれた男女比にしたらどうか
と思ひますが、どうですか。

○阿部(元)政府委員 具体の人選をどう行つてい
くにかかってくるわけでございいますけれども、
女性の問題というのは十分念頭に置いて対応させ
ていただきたいと思っております。

○江田委員 任命権者は大臣だということで、女性

のことに、やはり大臣からも一言。
○塩川国務大臣 やはり常識に沿ったことでやっていきたいと思っております。

○江田委員 入学試験の問題、これは大学の問題の「基本的事項」と思いますが、この審議会では扱うのですか、扱わないのですか。

○阿部(充)政府委員 御指摘がありましたように、入学選抜制度の基本をどうするかというたぐいの問題は、当然大学の「基本的事項」にかかっていると思ひます。

ただ、現実の問題といたしまして、現在取りかかっています入試改革の問題、これにつきましては臨教審の第一次答申で指摘がなされて、その第一次答申の中で、国公私に関係者その他による協議会等をつくらせてやれという御指摘があつて、それでまずその組織が動いて対応いたしておりましたので、当面の問題はそちらの方で対応していただこう、こう考えておりますが、ただ、事柄としてはもちろん「基本的事項」に入ることをごさいますので、将来この審議会でもやっていた方がいいこともあり得ないことではないと思ひております。

○江田委員 第二次答申、第三次答申の中に具体的に大学に関する問題としていろいろなものが出ておりますが、そういうことだけに限定されているという趣旨ではなくて、第一次答申の方で出ていることもあるし、あるいは「基本的事項」というのですから答申に書いてないこともあるし、ということになるのですか。

○阿部(充)政府委員 もちろんそのとおりでございます。大学に関する「基本的事項」というのは、答申に触れていないことも入り得ることだろうと思ひております。もちろんそういう点を御議論いただくことも差し支えないわけでございます。

○江田委員 今回のこの法案に関して、私たちのところにも本当にいろいろな方からいろいろな意見が寄せられますが、とりわけいろいろな危惧をお持ちの方々が寄せられる意見というのは、地方

大学の方が多いですね。この審議会が目指す方向が貫徹していくと地方の国公立大学がつぶされてしまふのじゃないか、そういう危惧を地方大学の皆さんが抱いていらつしやるわけですね。今文部省の方は、そんなことはないのだということですが、これはどうですか、地方大学の皆さんはどういう理由で地方大学がつぶされるのじゃないかという危惧を持っておられると認識されていいますか。皆さんのあれじやないのです。地方大学の皆さんが持っている危惧をどう認識されているかというところをお聞きしたい。

○阿部(充)政府委員 日本全体の大学をよくしていくというのが大学改革のねらいでございます。地方大学を切り捨てればよいというふうな面での活性化、生き生きとした教育・研究を進めてほしいというあたりになってくれば、地方大学に大いに頑張ってもらいたかなければならぬという事柄の方が多いのかもしれない。

そういう意味からいまして、地方大学の方々がどういう御心配をされておられるのか、地方大学切り捨てだなどというふうなことが言われていることもあるやに聞いておりますけれども、それはどういふ、何かそんな誤解をしておられるのか、私もには理解ができないところでございます。

○江田委員 地方の皆さん、地方の大学の皆さんが心配していることが誤解であるかどうかは別として、こういうふうな理由で心配をしているということがまるきり理解できないというのじや話にならぬわけですね。

例えば、地方の大学というのは、いろいろその地方地方の特殊な研究をやつていらつしやる、そして地方文化あるいは地域の教育文化の水準、民度の発展に大いに寄与しているのだ。しかし、それはやはり何と云つても国の財政的な負担の上に立つて行われている。ところが、大学審議会というところで、やれ国際化、やれ科学技術、そういうふうにして最先端というふうなことでそちらにずつ

と財政の傾斜配分をされていくと、地方のそういうどこどこ県の何々というふうな、これはローカルイズムですから、国際化ということになるとちよつと国際化じやないか、あるいは高度なハイテクというところになるとちよつとそうでもない、そういうものほとんど削られて、結局はそれは地方大学にしわ寄せなんだから私に思ふのですが、そういうふうな心配と理解をできませんか。

(委員長退席、町村委員長代理着席)

○阿部(充)政府委員 今回の大学改革というのは、それは国際化の問題等もいろいろございまして、あるいは大学院の充実等の高度化の問題等もございまして。学部の段階につきましては、特に社会のニーズ等に十分こたえて、社会や経済の発展等を踏まえて大学の教育・研究を進めるべきだということあたりのところも大きなねらいになっているわけでございますので、御指摘のような教育・研究を行つておられる地方の大学というのは、それは非常に大事な大学であると思ひます。それを切り捨てていふようなことを念頭に考へていられるわけでは全くないわけでございます。そういう点が、臨教審の答申なり各方面で議論されていることについてあるいは誤解をしておられて、国際化がどうかかわりませんけれども、例えば国際化といへば自分の大学に無縁のことだという受け取り方をされている、あるいは自分の大学がやっていると何と云ひたいと思ひておられるというふうな、大変な誤解があるように思ひます。

私も考へておりますのは、非常に臨教審終りの言葉で言へば、大学については高度化と個性化と活性化といふことが、そういうたぐいのことが大事だと思ひます。高度化といふのは大学院についての充実を図つていく。日本の大学院というのは世界各国に比べて余りにも規模も小さい、数も少ない、いろいろな面でおくれているではないかという問題等がございまして、また個性化の問題というのは、まさに先ほど先生が指

摘されたように、各大学がそれぞれの個性を持つて、特に学部レベルの教育等については、地域のニーズ等に密接に結びつきながら教育・研究が行われるというふうな方向にぜひ持っていくべきだといふのがねらいなわけでございます。そういう意味で、地方大学についても十分配慮しながらいろいろな議論等は進め、それに基づく施策も進めていかなければならぬ、このように考へているところでございます。

○江田委員 お答えとしてはそういうことになるのだからと思ひますけれども、現に地方の大学で、それぞれ厳しい財政状況、乏しい環境の中で大学を支え、学問研究をやつていらつしやる、教育をやつていらつしやる皆さんからすると、いろいろな思いがあるのです。科研費の配分の仕方だつてどうも東大東大といふじやないかというふうなところとか、コンピュータがどうした、けれどもやはり大型計算機センターということになるとさう東大で、地方のコンピュータは何とまあみすばらしいこと、そういう思いが地方の皆さんにあるというところは、やはり十分知つておかれる必要があると思ひます。地方の皆さんの誤解だといふふうにおつしやるなら、もっと地方の大学の皆さんと十分お話をされてみたはどうですか。

○阿部(充)政府委員 地方大学というのがどういふことを指しておられるのかあれでございますけれども、私も私としては、例えば国立大学の関係でいえば国立大学協会という組織で、地方の大学についてもむしろ地方大学の学長、先生方の方々はるかに多いという組織の中で、各種の委員会等へも出ていろいろ話し合ひをしていられるわけでございます。そういう意味でのお話し合ひといひます。各大学の御要望等は、そういう機会においても伺つて対応してきているつもりでございます。今後ともそういうお話し合ひは機会あることに十分承つてまいりたいと思ひております。

○町村委員長代理退席、委員長着席
○江田委員 私、確かに大学に今いろいろな問

題がある、さあ一体何が問題かというのを実はもつと議論したかったのであります。文部大臣が問題だとお考えのことと私が問題だと考えていることと同じなのか、違うのかというように、ことを本当は議論しなければいけないのですけれども、ちょっとその時間がありません。

問題はいろいろあるけれども、それでは大学人は皆手をこまねいて現状に安座をしてじっとしておるかというところでもない、いろいろな改革の提案もあれば議論もあるわけです。そういう大学人みずからいろいろな提案、議論、こういうものが大きく渦になっていくのでなければ、幾ら大学審議会というものができて、そこですばらしい人が集まって、すばらしい頭脳で、すばらしい答申をつくり、勧告をし、すばらしい文部大臣がすばらしいことをやってみたって、やはり大学は大学で残ってしまう。そうじゃありませんか。

戦後四回、大学のことが政治の場で議論になる。大学の問題、例えば大学紛争のときにもあれだけ議論になって、これで大学というものが変わっていくだろうとみんなが期待した。しかし大学は依然としてそのままずっと続いてしまった。戦後政治の総決算などと言う人もいますけれども、そうじゃなく戦後改革の完成ということに大学についてやらなければいけない。それがきちんとできていない。それはやはり、私は、選ばれたお偉方が密室で議論をするところから始まるのではなくて、関係者がみんな集まってちようちよう発止の議論、百家争鳴の議論、そういうことをやってみていく中から初めて生まれてくるのだと思うのです。ね。そのあたりのことをぜひ十分理解していただきたし、そのあたりの理解を十分していただきたし、大学審議会というものをよくつくるよりも、もつと改革の方法としていい方法があるのじゃないかと思うのです。

もう時間もなくなりましたが、最後に学問の自由ということについて、ちょっと文部大臣の感覚というのを伺ってみたいのです。

私は、学問というのはなかなかすてきなものだ、おもしろいものだと思う。国際化あるいは科学技術、したがって何か時代の先端に、やれエレクトロニクス、やれバイオ、やれ英語教育がどうか、こういうことも問題でなければ、やはり、あの大学であんなくだらぬことをやって、世間の役にも立たずに、社会から見たら何と大学は象牙の塔よ、何と沈滞していることよ、そういうようなことを言われるかもしれないが、しかし余り軽々に時代の要請、社会の要請を大学にすぐ持つていくというようなことがあると、大学の命を奪ってしまうところがある。私はあるような気がするのです。

例えば浩宮様が、私の留学先でありますオックスフォード大学でテムズ川の水上交通、十八世紀を中心として、こういうテーマで研究をされた。いいですね、これは。テムズ川の十八世紀の水上交通が、今の社会と何の関係があるんだ、何か学者というのは、浩宮様が学者という意味ではないのですが、何とおかしなことをやっているんだ、そんなようなことをもし言われて、そんな研究は社会の役に立たない、時代におくれている、やめてしまえというようなことをばつと言つと、それはそうじゃなく、こういうところから思いもかけない発見をするのです。中世のあるいは十八世紀の都市計画というのはこんなことを考えていたのだとか、そうした思いもかけぬ未知の分野との遭遇から何かのときめきを得る、何かの新しい発見をする。これはほかの人が言うんじやないのです。その研究者が自分の意欲で、自分の意志で、自分の情熱でやってみて、その研究者の研究者としての意欲や情熱というものがいつも沸き起こつておれば、それはそれで大学としては十分機能しているのだ、こういう理解を学問というものに持たなければ、すぐに社会の要請というふうになつてくると、とてもない間違いを犯す。学問の自由というものはそういう基本的な学問に対するセンスというものが大切だと思うのですが、最後に、文部大臣のそういう点についてのセンスをお聞かせいただいて、質問を終わります。

○塩川國務大臣 これは明治以来百何年、文部省の大臣はずっとおっしゃられるようなことを言ってきたのです。そのとおりであります。ですから私も所信表明の中にもたび重ねて言っておることでありまして、今日、この問題は別に新しい問題でも何でもありません、基本問題であるということでございます。

○江田委員 終わります。

○愛知委員長 鑑治清君。

○鑑治委員 これまでいろいろ議論がございました。重複する点もひよつとしたらあるかと思ひますが、重複する点は御容赦を願ひまして、簡略にお答えをいただければと思つております。略称になります。大学審議会の設置の法案についての以前に、今の日本の大学のあり方はやはり改革が必要である、私はこういうふうに思つております。今、江田先生も御質問の最後の中でそういう意味のことをおっしゃつておられました。そういう意味では私も同感でございますが、これは大臣、予定で通告申し上げておるわけではございませんが、さつきちよつと江田さんも触れておられましたけれども、大学紛争時代、これは大学の改革について相当いろいろな問題点が浮かび上がつてまいりました、それを改革していこうという、大学当局自体にも相当の努力が見られておつたと思うのですが、その後の大学改革がどういふふうな形で今日までなされてきているのか、大臣のお考えになつていられる所感をまずお伺ひをしたいと思います。

○塩川國務大臣 大学紛争と言われるもの、昭和四十三年、四年とかけてございました。あの紛争の中で一般国民が非常に強く意識を持ちましたのは、大学の学者といえども特別の特権階級の者ではない、やはり一般の常識人としての行動をしてもらわなければ困る、こういうことであつた。学生だって特権があるわけじゃない。そういうことをあの紛争の結果として国民は強く意識を持ったと思うのです。そこにやはり各大学も目覚められまして、大学のやり方というものがあれを一つの

転機にして相当変わつてまいりましたし、そこへもつてきて世界的に大変な学問の進歩がございまして、それをやれと、技術の革新等も行われまして、それをやはり大学が受け入れて、というよりもさらに一層推進する力となつて、一部の大学を除きましては、今日、非常に活気のある状況を呈してきておると私は思つてきております。

しかし、何と申しまして、大学の中で長い慣行がございまして、また制度としてしかれてきておるものもございまして、そういうようなものはやはり文部行政の一環として適当に新しいものに改善していかなければならぬ、これは当然だと思つたのです。その改善について、文部省独自の考え方で断行していくというふうなことでなくして、経験豊かな方々の意見も聞きながら、国会に相談をして、こういう審議機関をつくり、そして、そういう審議会の意見を聞いて新しい時代に対応する措置を講じていきたいというのが、今度の審議会の法案を提出させていただいた趣旨でございます。

○鑑治委員 臨教審の答申の中を見ましても、大学におられる諸先生方、大分入つておられまして、答申もつくり上げられる中に加つていらつしやるといふことでもございまして、そういう先生方も含めての集約の中で、答申の中では、高等教育の現状認識としては次のように言われているわけですね。

「いわゆる大衆化を遂げた日本の大学の現状には多くの問題点があり、大学に対する批判には厳しいものがある。大学はおしなべて閉鎖的であり、機能が硬直化し、社会的要請に必ずしも十分にこたえていないばかりでなく、いたずらに量的に拡大し、教育・研究の内容や質に欠ける傾向があることを憂へる声は小さくない。」こういうふうにあります。その打破に向けての提言で、「高等教育の改革は、基本的には、個々の高等教育機関が自らの問題として自発的に取り組むべき課題であり、改革に当たつて、それぞれの高等教育機関、とくに大学について、その自主性が尊重されるべき

ことはいうまでもない。諸制度の改革は、大学等の積極的な自主努力に裏付けられて初めて実効あるものとなる。大学等が自らに課された使命と責任を切実に認識し、社会の期待と信頼にそむかないことを強く要請する。こういう中から、大学改革のあり方として大きな柱に今回の大学審議会を設置するというのが浮かび上がってきている。こういうふうに思いますし、またこれを受けて今回の法律案を提案されたというふうに理解をいたしております。

ところで、大学改革についてありますが、これも大臣にはあらかじめ申し上げておりませんけれども、実際の現状として、大学改革をやるという場合、具体的内容はいろいろございましょうが、やるといふ場合には大変なエネルギーとそれからそれに伴ったいろいろな対応策というものが要るようについて思うのですが、大きな立場で大臣はこの点についてどういふふうにお考えになつていらつしやるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 拙速に走つた改革はとるべきではないと私は思つております。したがつて、改革の方向をいろいろ議論していただくこと、それを大学側に一回移しましてその意見をフィードバックしていただいて、そういうものを絶えず見ながら進めていくべきだと思つております。

とりあえず今早急に大学改革の中でやらなければならぬのは、やはり大学自身がもう少し活気のあるものに、先ほど鍛冶さんがおつじやつた質問の中にもございましたように、閉鎖的であるとかそういうものがあつてはならぬと私は思うのです。もつと活気のあるものにしてほしい。そして、研究者自身がもつと意欲的に取り組むような空気をつくつていくということが今一番求められておるものではなからうか、こう思ふのであります。

○鍛冶委員 外国との比較においてもいろいろな資料や本等も出ておりますが、義務教育段階とかは非常に日本の教育はすぐれておるといふ評価が大変高いわけですが、大学は極めてよろしくない、改革すべきだという御意見を持っている外国の

方々がほとんどのようでございます。私もそうではないかと思ひますが、そういう意味で、今回この大学審議会の設置法案が出てきておりますが、これがいかに形を機能してくれるものならば、これも一つのインパクトを与えることによつて、大学側からの自主的な改革機運が出てくれば大変いいなというふうにも私は思ひます。

〔委員長退席、町村委員長代理着席〕

我が党の中にもまだいろいろ議論がありまして、この法案の内容を検討してみると、朝からいろいろ御質問があつておりましたように、大学の自治、学問の自由という立場から見ても、これは腕を突っ込んでかき回すようなことになりかねないのじゃないか、大変心配な面がある、こういう意見を持つて議論をされる方もあります。ないしは、本当に大学改革というものは、さつき臨教審答申に出ておりました大学自体の閉鎖性ないしは排他性とかいろいろありますが、その自分の努力というものがどうも余り機能していないやうだ。したがつて、何かの形でひとつインパクトを与えるやうなものが必要だ。こういうふうには、議論の中で大学審議会の内容、法律案の内容、ずっと見てみて、これは果たして言われるやうに大きな権限を持つて大学改革を推し進めていくだけのエネルギーと内容を備えた法案として提案されているのかな、ちよつとこれはまゆつばじやないかというやうな議論も実はあるわけです。而論ありまして、今ちよつとやうな発止とやつておるところでございますが、質問の中でそういうものを明らかにしながら、また私も結論を煮詰めていきたいと思つております。

実は私は、この審議会がどうも力を発揮し得るのかなという思いが若干ありまして、そういう面からの御質問を中心になつてやつてみたいというふうにも思ひます。

少し順を追つて申し上げますが、臨教審は八月で任務が終るわけでございますけれども、この三年間にいろいろと教育改革の推進体制について答申が出ております。文部省は、この臨教審の答

申、それから今後の答申に対する対応、こういうものはどういふふうにお考えになつておられるか、お伺いをいたします。

○塩川国務大臣 これは私たちがしばしば申し上げておりますように、臨教審の答申は最大限尊重し、でき得るものから速やかに実施していく、しかし制度的にあるいは財政的に解決しなければならぬものはその解決を待つて進めていく、こういう手順を決めておるところでございます。

○鍛冶委員 教育改革推進に当たつて、答申の中ではこの大学審議会がたしか初めて法律案として出てきたのかと思ひますが、臨教審の答申の中で、法律上改正を要する事項としてはその他にどういふものがあるのかお答えをいただきたいと思ひます。

○川村政府委員 臨教審にはこれまで三次にわたる御答申をいただいておりますし、間もなく最終答申もいただくわけでございますが、これまでの三次にわたる答申の中で法律改正に絡むやうな御提案は幾つかございます。

実際にそのいただいた御答申についてどういふやうなごなし方をするかということについて、これを法律改正できちつと持つていくという方法もあるし、それ以外の財政上の措置あるいは行政上の措置、いろいろな対応があり得るわけでございますので、一概にこれこれと言つていただけにまいりませんけれども、例えばこれまでいただいた答申で申し上げれば、高等学校の修業年限が現在三年となつておりますけれども弾力化をしてはどうかということになりますと、これは現在の学校教育法の改正ということにもなりましようし、あるいは同じく高等学校の技能連携に係る指定権者は現在文部大臣でございまして、これを変更するということになれば同じく学校教育法の改正ということにならうかと思つております。あるいは教員養成の関係で、大学におきます教科・教職科目の基準を見直すというやうなこと、あるいは社会人を教員に活用するという観点から特別の免許制度を考えてはどうかということが二次答申で指摘され

ておりますが、この関係になれば教育職員免許法の改正ということにならうかと思つております。あるいは市町村の教育長につきまして、その任期制とか選任制ということを考えておるべきだということとが二次答申に同じく出されておりますが、こういうことになりましたと地教行法の改正というやうなこと、かなり広範多岐にわたることにならうかと存じておるところでございます。

○鍛冶委員 その中で、高等教育の改革について既に臨教審答申で各種の提言がなされておると思ひますが、その進みぐあい、進捗状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

○阿部（元）政府委員 御質問にもございましたやうに、高等教育の改革の關係では非常に多岐にわたる改革提言が臨教審からなされておるわけでございます。現在御審議をいただいております大学審議会等で今後その具体化を逐次進めていきたいと思つておりますが、これまでの進捗状況につきまして少し詳しく申し上げさせていただきます。

まず第一次答申の關係でございしますが、ここでは学歴社会の弊害の是正という見地からいへば青田買いを是正するということ、それから企業の就職に際しての指定校制度をなくしていくという御提言がございました。これらにつきましては、御案内のように青田買いの問題につきましては六十一年度から、特に企業關係の熱心な御協力をいただきまして、いわゆる就職協定を結び、八月二十日から解禁というやうなことをいたしました。これが、従来と比較でございまして非常に非常によく守られたということが言われております。そして、さらにそれを受け継ぎまして、六十二年度の就職についても就職協定が結ばれまして、現在その就職協定に基づいての運営が行われつつあるところでございますが、この就職協定の遵守委員会というやうなものも企業の側にできまして、六十一年度は百数十社でありましたものが、六十二年度はそれが倍以上の企業が参加して遵守を約束するといふやうなところまで参つておるという

ようなことで、かなり前進を見つづけていると思っております。

それから、指定校制度の問題につきましては、これはかねてから企業関係にお願いをしてまいりました。特にとし五月には塩川大臣直接日経連の会長等とお話しになりまして、指定校制度の是正についての一層の御協力をお願い申し上げておるところであり、さらに七月には就職協定の遵守委員会にも大臣が御出席になりまして、この問題についての協力方の依頼等をしておるわけでございます。全体的な傾向として、最近の数字は持っておりませんけれども、指定校制度をとるところはかなり減ってはきておりますけれども、まだなくなつてはいないわけで、相当数があるところでございますので、この点は一層の努力が必要と思っております。

それから、入試の問題が同じく第一次答申で提言がございました。大きく分けて、国立大学で現在行われている入試についての直接の提言といたしまして、共通一次の科目の削減、弾力化の問題と受験機会の複数化の問題という提言がございました。これにつきましては、今年度、六十二年の入試から実施をいたしましたわけでございます。受験科目の削減等の問題につきましては、もちろん高校関係者からも高く評価をされておりますし、受験機会の複数化の問題につきましても、事柄そのものについては評価を受けたと思っております。わけでございますが、なお実施の段階でいろいろ問題が出たわけでございまして、これについてはさらに改善に現在努めているところでございます。

それから、第一次答申で提言されております新しいテストの問題につきましては、六十五年度を目途にということで、現在そのための諸準備、検討等を進めている段階でございます。

それから、同じく第一次答申では大学入試の入学資格の拡大という御提言がございました。専修学校の高専課程の修了者に入学者格を与えるという措置を早速講じたわけでございますが、これに

伴いまして昭和六十一年度の入試が最初の機会でございますけれども、二百名弱の方々がこの新しい制度によって現実に大学に入学者格といううな成果が早速あらわれてきておるわけでございます。

それから、第二次答申の関係では高等教育の個性化、高度化という見地から大学院の問題等が指摘されておまして、けさほどお答えを申し上げたわけでございますけれども、大学院の充実という見地から、今年度から新しく最先端設備の整備に要する経費、国公立を通じまして三十二億円の経費を計上いたしまして、現在配分等を行っている段階にあるわけでございますし、そのほか新しいタイプの大学院の創設等にも相努めておるというところでございます。

また、大学審議会の創設の問題につきましては現在御審議をいただいております。これも非常にたくさん御提言がございましたけれども、そういった中から早速手をつけましたものは、六十二年五月に寄附講座の導入ということを実施いたしました。また、大学後援財団の設立許可の取り扱ひの弾力化というようなことも、現在臨教審の答申を受けて実施に移しているわけでございます。

こういったたぐいのものが現に実施に移しているものでございますけれども、その他の問題につきましても、事柄に応じ、この大学審議会での御審議を願う、あるいはそれを要しないものについては個別に処理をしていくという形で、その実現に努めたいと思っております。

以上でございます。

○鑑治委員 型どおりみたいな質問ですが、これは質問も何回もあつたのでしようが、重ねてちよつとお尋ねをします。

大学審議会を設ける趣旨、理由、それから大学審議会を法律設置とする理由、これについてお答えをいただきたいと思ひます。

○阿部(元)政府委員 大学審議会でございますけれども、御承知のように、何回も繰り返す話になつて恐縮でございますが、現在の大学の現状につきましては、その教育内容の充実でございますとか、あるいは高度化の問題、あるいは大臣が先ほどお答え申しましたように活性化の問題等々、いろいろな改革についての注文、提言、批判等がいろいろな方面からなされておるわけでございまして、そういった問題を受け、関係者の理解とコンセンサスを得ながら具体的改善方策を検討していく、そういうための組織、機関をいたしまして大学審議会を設けたいというものでござい

ます。

この大学審議会を法律上設置をするということにいたしましたわけでございますけれども、最近の審議会は政令等で設置するケースが多いわけでございますが、この大学審議会につきましては、一つはやはり、臨教審の答申等も受けて、非常に重要な事項についての御審議をいただく機関であるというふうな趣旨から、この問題を審議する機関については国会の御審議をいただく法律で設置をしていくということが適当であろうと考えたというところ、さらには、一般的な審議会設置の一つのルールがございまして、そういう一つのルールにおきましても、委員の任命については内閣の承認というふうな要件がかかるものについては法律上の設置にするというふうなルールもあるわけでございますので、そういったことを総合的に勘案をいたしまして、大学審議会については法律で設置をするということにして、国会の御審議を仰ぐという方針をとらせていただいております。

○鑑治委員 そこで、審議会の審議事項の点でお尋ねをしたいのですが、審議事項として「大学に関する基本的事項」というのがございまして、これは具体的にはどういふことが当てはまるのか。それから、この法律の規定に「その権限に属せられた事項」ということ、これはどういふ内容になるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○阿部(元)政府委員 大学審議会の審議事項といたしましては、法律上「大学に関する基本的事項」という定め方をさせていただくようにいたしております。具体的には、大学の教育研究組織のあり方でございますとか、修業年限をどうするか、入学資格をどうするか、教職員資格制度をどうするか、学位の問題、それから教育課程の問題あるいは高等教育の全国的な規模の問題といったようなさまざまな問題があると考えております。

現在、大学の改革という見地から考えてまいりますと、先ほど申し上げておりましたように大学の個性化を図っていく、教育・研究の高度化を図っていく、あるいは運営の活性化を図っていくといったような見地からこういった問題に取り組んでいく場合に、ただいま申し上げましたようないろいろな事項に絡んでくるということが想定されるわけでございますが、そういったたぐいのものを含んで「大学に関する基本的事項」、こういう形で定めさせていただきたいと思つておる次第でございます。

また、この法律により「その権限に属せられた事項」ということで、わかりにくく規定をいたしておりますけれども、学校教育法の規定によりまして、文部大臣が省令等を定めます場合には、これは法律上必ず諮問をしなければならない事項というものが二項目定められておるわけでございまして、一つは大学、高等専門学校についてのいわゆる設置基準でございますけれども、こういう設置基準を定める場合にはこの審議会に必ず諮問をするということが一点、それからもう一点は博士、修士その他の学位に関する事項、この点につきましても何らかの定めをする場合にはこの審議会の必要の諮問事項、こういったしたわけでございます。これは従来大学設置審議会の権限の一部として定められておつたものでございまして、こういった大学の審議会の発足に当たりまして、こういった種類のことはいわば大学に関する基本的な事項の一環であるということでもございまして、そういう意味でこの新しい審議会の方にその権限を移

すということにいたしましたのでございます。

○鐵治委員　そこで、確認の意味で申し上げるのですが、審議会の審議の内容、権限というものは、学校教育法の第六十九条の三に、今回「文部省に、大学審議会を置く。」それから二の項で「大学審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項、今お答えをいただきました事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学（高等専門学校を含む。以下この条及び次条において同じ。）に関する基本的事項を調査審議する。」こうなっております。それから三の項目では「大学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。」こういうことになっておるのですが、申し上げるまでもないことですが、大学審議会の審議事項というものはこの内容に限られるということになりますね。

○阿部（元）政府委員　ただいま読み上げられました法律上の定められた事柄に限定されるわけでございませう。

○鐵治委員　さつき江田委員からちよつとお話が合ったときに、臨教審答申のつまみ食いというような話が実はあったのですね。私の申し上げるところも、ちよつとつまみ食いになっておつて大変なところが落ちておるのかなと思つておるのですが、臨教審答申の中ではこういうふうに出ておるのですね。

第二次答申の第二部第四章の中の第三節、「ユニバーシティ・カウンスル」の項の③のところですが、こういうふうにあります。「ユニバーシティ・カウンスルは、文部大臣の諮問に応じ答申を行うほか、自ら大学に関する調査研究、大学に関する必要な情報の収集や提供を行い、また、大学制度の基本に関する事項ならびに大学の計画的整備と見直し、専門分野に応じた人材の養成計画、大学教育の内容、方法等の検討、大学評価システムの開発等の事項を扱う。」こういうふうになっているわけですが、この「自ら」というところ以降がどうもこの中には抜けているのではないかなと思つておるのですが、その点はどのようなのでしょうか。

○阿部（元）政府委員　ただいま御指摘の点は、大学に関する調査研究のあるいは必要な情報の収集や提供を行うということについての御指摘であらうかと思つておりますが、この問題につきましても、いわば審議会が審議をしていく上で調査研究をする、資料を収集するということが附帯的に当然出てくることであるという判断で、法律上特にそういう措置をいたさなかつたわけでございませう。しかしながら、具体的にそういうための事務等を行つていくためには、特に文部省の組織の中に大学審議会室という事務組織も今回設けることにいたしましたので、そういうものを手助けといたしましてこういった具体的な仕事はしていくというわけでございませうが、審議会の当然の仕事の中身ということで法律上規定をしなかつたということでは御理解をいただきたいと思います。

○鐵治委員　僕は法律の方は詳しくないからよくわかりませんが、この法律の条文を見る限り、勧告というものが果たしてできるのかなと思つておるのですね。例えばここにありますように「その権限に属させられた事項」というのはもうはっきりしてしまつて、二項目あります。これは前から大学設置審議会等のやつておつたことを引き継ぐということとお答えがたしかあつたと思つておるのですが、その後は「文部大臣の諮問に応じ、」というのがその頭にかかつておるわけですね。それはすべて後はそれにかかつておると思つておるのですが、大学に関する基本的事項を調査審議する。」この私は読むのだからと思つておるのですね。そうしますと、みずから勧告ということになります。大臣の諮問に依つたものを出すのは勧告ではないのではないかな、こういうふうには私は思つておるのですね。やはりここにありますように「自ら大学に関する調査研究」という機能を持つて、そしてその中で独自にいろいろ調査研究してみたいところが、大学改革についてはこういうことをすべきであるとかというものが出てきたときに具体的に文部大臣に勧告をする、それこ

そ強い権限を持った勧告が生きてくる、そう私は思つておるのですね。どうもこれを読む限りにおいては、私も法律に暗いからわかりませんが、そういうふうには思えない。大臣の諮問に依つたこと以外には法律で権限に属させられた事項を調査審議するということだけにとどまつてしまつて、いろいろな気がするし、それならば中教審だつて、またいろいろなところだつてそう変わらぬではないかなという気がするのですが、それはいかがでしょうか。

○阿部（元）政府委員　趣旨は先生がおっしゃる通りであらうと思つておるわけでございませう。法律上の条文といたしましては、その勧告に関する規定は「前項に規定する事項に関し、」ということと「事項」ということをとらえて言つておるわけでございますが、前項で言つております「事項」という、その六十九条の三の二項におきましては、「この法律の規定によりその権限に属させられた事項」というのが一つで、これはさつき申し上げた二つの項目が含まれております。そのほかに「大学に関する基本的事項」ということで、これは「文部大臣の諮問に依つて、」というところでポツと切つてございませうけれども、「大学に関する基本的事項」というこの「事項」をとらえて、それについての勧告ができるというふうな次の項の規定になつておるといふ法律上の整理をしておるわけでございます。そういう意味で、文部大臣の諮問があつたかなかつたかということに関係なく、この「基本的事項」と認められるものについては建議をすることができるといふ解釈でこの条文はつくらせていただいております。

○鐵治委員　私も法律は詳しくないからそう言われるとそうかなと思つておるのですが、要するにそれはできるということですね、それ以外でも。

それはそうとして、それではお尋ねしたいのですが、先ほどから大学審議会設置に伴う、何室ですとかちよつとわかりませんが、室の設置が事務局ベースでつくつて対応するということとございませうが、その事務局の体制ですね。審議会の各委員のいろいろな問題は先ほどから出ており

ますからそれはまた後でちよつとお尋ねもしたいと思つておるのですが、事務局自体の構成というのはどういふふうな構成になつておるのか、ちよつとお尋ねをいたします。

○阿部（元）政府委員　大学審議会の事務につきましても、そのための独自の組織が必要であるといふことを考えたわけでございまして、そういう点から文部省の高等教育局企画課の中に大学審議会室という室を置きまして、室長以下二係、計四名ほどでこの室を構成いたしました。大学審議会の事務のお手伝いをする、こういうような体制を予算上組んでおるわけでございまして、法律が成立を見ましたらば早速発足をさせたい、こう思つておる次第でございます。

○鐵治委員　私が聞いたときは何か二名と聞いたようだったけれども、ふえたことは結構でしょうが、この大学の問題というものは、最初にだから大臣に私はお聞きしたのですけれども、改革をするにはすこしエネルギーとすこし調査能力、それからいろいろな対応をするための事務局も要るのではないかな。ただ委員の皆さんだけがいてこれではきまらない、両面相まつて機能するのであらう、こう思つておるのですね。

ところが、巷間、新聞でも臨教審答申が出たときは、大学審議会は大学改革の目玉みたいな形で随分と大きく報道されたわけですね。だから、いい意味でこれが機能すれば大変いいだろう。物事は何でもい面、悪い面、両方ありますから、反対側から見れば真反対の議論が出たりしますけれども、やはり大学を変えよう、日本の将来を考えたいときに、何か今のままではいかぬという形の中で考えられて、よく機能するものならばこういう審議会もあつていいのかなという考え方もあるのですね。それでは、あるならあるで、臨教審に言われたようなことをそのまま本気でやるなら、一つの課の中の室として、そしてこれくらいの陣容で果たして大学全体の改革というものを、それは委員の皆さんは二十名くらいつしやるかもしれませんが、こういう事務局の対応で果たしてカ

バーできるのか、新しい基本的な問題についての調査研究をやつて、独自にさつき言った「事項」ということに当たるといふことですが、そういうものを自分たちで拾ひ上げてきて、そしてその裏づけもとりのながら、大学改革はこうしなければいかぬ、日本の将来を考えたならこういうふうにしなればいかぬというような改革案として大臣に勧告ができるのか、こういうふうには僕は思っているのですが、その点はいかがでしようか。

○阿部(元)政府委員 確かに御指摘のとおり、これから非常に大変たくさん仕事を法律が成立すればやつていくことに相なるわけでございします。で、そういう意味で、私も、この事務体制というものにはもう少し大きな規模のものとして考え、概算要求等もいたしたわけでございします。現下の大変厳しい行財政のもとで、こういう程度で発足せざるを得ないという状況になつたわけでございします。

ただ、最近の諸般の状況から見れば、このために特別の新規の定員をつけてこういう体制をつくるというのは極めて希有の例だらうと思ひます。で、そういう意味では、現在の厳しい行財政の中では最大限踏ん張つた体制がこれになつていふと思つております。なお、今後の進捗状況に際しまして、一つには、局内の他の課がそれぞれいろいろな資料等も持つておりますので、そこが積極的協力をして対応していくことをあわせてやらなければならぬと思つておりますが、また、今後の進行状況いかにによりましてはさらにこの増員の要求等も行つて体制を整備していくということも検討させていただきたい、かように思つております。

○鍛冶委員 それはそれでその方向に行かれるのかもわかりませんが、やはり日本の将来を決める大学改革を行うということになると、私は、当初この法案が出てきたときにどんなものかなと思つて見たら、まあまあ一応そろつていふようではあるけれども、では体制はどうかとお聞きしましたら、そういうことなのでびつくりしたわけ

です。だから、むしろ私は、これが本当に案として出てきたならば、朝からずつと御議論もあつておりますし、我々いろいろな陳情もいたたいておりますが、大学の自治、学問の自由といふものに手を突つ込むことがないよう、逆に歯止めをかける働きをするぐらいでないかと大学審議会といふのは大変な存在になるぞ、私はそんな感觸があつたのです。ところが、事務局の体制やいろいろなものを見ておると、これはこれはという感じでございます。まして、本当に大学改革といふものは、これで大学審議会が手をつたふようなことまでやるのか、むしろやるのなら、発足当時は人数が少なくても、例えば阿部高等教育局長が兼務の室長といふことで発足したのならまだ私もそうかなと思つけれども、それでもどうかと思つぐらいに大学改革、高等教育の改革といふものは僕は大変じゃないかと思つたのです。

私が手にしてある、発行になつておるある本の中に、名前は出ておりませんが、臨教審の委員、そういう人たちの率直な意見が載つておりまして、これは事実かどうか知りませんが、出てくるものを読んでもみたら、私はへえと思つたことがある。何と書いてあるかというところ、大学等の改革が、これまで強く指摘されながらも、ほとんど見るべきものがなかつたのは、大学人自らの改革意欲の欠如によるもの、である、ある委員が言つておるといふわけですね。それから、ある委員は「その障害となるのが、大学の自治」の名のもとに安住する保守的閉鎖的体質であり、それに内外からインパクトを与へ改革意欲をひき出そうとした、要するに大学自体では改革はもう期待しても不可能だ、大学紛争以来大学自体の改革といふものが言われたにもかかわらず、何となくしりすまひになつてなかなか改革が進まない。ではこれをどうするかといふことになる、これはやはり大学の自治、学問の自由にかから手を突つ込むようなことは絶対やらしてはいかぬと私たちも思ひますし、臨教審の委員の皆さん方も言つておるわけです。しかしながら、どんな

改革をし、どんな勧告がされ、提案がされても、やはり大もとは大学の皆さん方が本気になつて、この大学の現状ではいかぬから何とかしようといふふに、日本の将来を思い、社会全体にも奉仕するといふ意味からも考えていただかなければならぬ、そういう時期だろうと私は思つたのです。

ところが、この後などを見ておつたら、これは書いてあるのだから読み上げてみてもいいのかもしれないけれども、僕はびつくりしたのです。臨教審の第四部会がアンケート調査みたいなものをつた、その中の大学の現状認識で、ある委員はこういふふうに出ていて書いてあります。「ふたをしたタコソボ社会であり、大学といふタコソボの中に学部といふ小タコソボがあり、小タコソボは教授会に運営されている。教授会は、ニューカマー拒否、アウトサイダー排除、未来志向の排除、インサイダーの既得権防衛、等のためのカルテル的機能を帯びるに至つてゐる」といふようなことを書いておるのです。僕はもうびつくりしました。

臨教審に出られていられる方は教養ある方だと思つていたけれども、随分ひどい言い方をするんだなと私は思ひました。しかしその反面、ここまで言われているからには、当たつていゝかどうかは別として、やはりこの際、大学改革といふものは大学にいらつしやる皆さん方に本當に真剣に考えていただきたいなと、こういうのを讀みながらしみじみ思つた次第なんです。臨教審には会長以下、大学の有名な先生方もいらつしやるわけですから、やはりその中で、大学改革をみずから手てこつていふふうにするべきである、大学審議会もこういうふうにとつてやるべきである、こういうふうなことで恐らく答申の中に大学審議会のことも入れられたのだらうと思つたのです。

それはともかくとして、大学改革といふものは極めてエネルギーが要する財政的な裏づけもなければいけません。これは臨教審の皆さん方にも我々は強く言つてまいりました。そうしたら、本當に臨教審が答申をしたものをやるためには、概算ですが、普通の文教予算のほかに少なくとも毎年二

千億程度は要するだらうと思ひます、といふようなお話もありました。けれども、そういう措置を、中曾根総理初め当局がやつていゝかといふとやつていない。しかも前回、財政的には今度ようやく一千億ふえたといふものの、この五、六年の間に人件費は六千億ふえておる。ではどこかが削られておるといふことで私は質問申し上げたことがありますが、こういう点での配慮というのが全くなされていゝかことを実は極めて残念に思つていゝわけでありまして。文部省はちゃんとしたものをしようと思つたけれども大蔵省が削つて切り下げた、敵は大蔵省にありといふのかも知れませんけれども、そういうことよりも、これで本當に日本の将来を考え、また何とかしなければならぬといふことを真剣に考えていゝかという気もしないでもないわけですから。そういう意味から申し上げていゝわけではあります。

これは企画課の中の一室としてやる、課長さんがどうこうといふのと別でございまして、大学改革に対する感覚といひますか取り組む姿勢といひますか、審議会がよいとか悪いとかいふことは別に、私はどうもそこに高等教育改革等が進まない理由があるような気がしてゐるわけですからけれども、その点についてひとつお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○塩川國務大臣 鍛冶さんのおっしゃる通りに、大学の改革は、大学に関係ある人自身が自覚して改革に取り組まなければならぬか進むものではなないという原則は、そのとおりだと私は思つたのです。文部省が手をつたふ改革はできません。しかしながら、御指摘にありましたように、現在閉鎖的、保守的である体質を本當にもつと研究に従事し得る活気にあふれた状態に戻さなければならぬといふことは、もう万人の認めることだらうと思つたのです。

それはどういふことかと言ひましたら、現在までの制度の中に見直さなければならぬものもあるだらうし、慣習を改めなければならぬものもある

もあるだろう、そういうものについて文部省が審議会の意見を聞きながら方向づけをしていくというところでございまして、それを行政指導あるいはまた誘導していくことがこれから残された改革への道だと思っております。私たちは、人員が少なくても多いとかそんな問題ではなくして、一つの方向を示して、そういう方向に大学当局と話し合いをしながら行政指導を高めていって実質的な実りをもっていく、こういうことを心がけておるということでございます。

○鐵治委員 体制等の問題についてはお考えをお聞きいたしましたので、また今後の私どもの検討の参考にさせていただきますと思っております。

それから、これもちよつと内容としてさわつていいのかな、どうかという気もしますが、というのは、一つは委員の皆さんの選任のことでございますが、委員の皆さんの選任そのものは、私は二十名という中で先ほどから御議論のあったような形がいいのかなと思ひながらも、ちよつとその点について危惧もないこともないということですが、やはりこれはできるだけ公平に、本當に真剣に高等教育改革というものを考えていられしやる方に委員にぜひなつていただきたいと思ひますし、大学関係者の方々がやはり少なくとも過半数は占めるという形がいいのだからと一応常識的には思ひますけれども、いろいろこういう審議会等はほかにもございまして、例えば大学の関係者の方々が、個人個人は大変名の通つた立派な方のあるすぐれた方であつたりするやうでありますけれども、お出になつて審議をする、審議の中でいろいろ具体的な意見を申し上げると、それが各大学の実情から見ても足るというのか、いい意味で言つたんだが結果的に足を引張るやうな議論なんかが出てくると、自分のもの住みかへ帰るともう居たたまれない、大変いじめがあるとかないとかという話がありまして、非常に発言がしにくい。だから、もうそれなら余り当たりさわりのあることは言わずに無事平穩に務めて帰ってくるかというふうな、こういうことも多いという

ようなことも聞いたりするのですが、これは本當はその先生方がいらしてお聞きするといひのかもしれないが、文部省サイドにお聞きするのはちよつと筋違ひかも知れませんが、そういうふうなことというのはあるのでしょうか。

○塩川国務大臣 今度の大学審議会の委員に委嘱する方は、私はやはり公正、中立な人でなければならぬと思ひますし、一つの団体あるいは学校あるいは学会といひましようか、そういうものを代表してきておるというふうな人はふさわしくないと思ひます。それともう一つ大事なことは、教育問題というのはどうも建前ばかりで話されるのが多いのです。そうじゃなくして、やはり本當の真実はこういうことだということを提示して議論をしていただいて、同時に、私は、教育改革は議論だけで終わつてしまつてはいけないので、それを改善する方法について具体的な案を提案していただくような人、そういう人を幅広く探していかなければならぬ。とはいへ、これはやはり大学に非常によく通じた人でなければなりませんので、そういう点を配慮しながら決めなければならぬと思つております。

○鐵治委員 決めなければならぬと言ひますが、私の質問した内容といひのは余り詳しく御存じないのかもわかりませんが、どうもそういうような事実があるというやうな話もちらちら聞くのですね。大変苦労していらつしやる。それは一つはそういう学校の閉鎖的なこともありましようが、一つにはやはり大学の先生になりますと御自分自身で持つておる仕事がある。さつきからも議論の中で出ておりました教育と研究といふこの二つの中で、学長さんなんかにならなければちよつと連うかも知れませんが、具体的なさういふ教育・研究といふ中で、これもあれもしかも委員もといひのは、むしろ時間的な関係でやはり過重になつてくる。だから、自分がこれに取り組んで真剣にやりたいと思つても、ほかの方に重点が本来ありますから、そちらの方に時間をとられると、実際問題として、それじゃ委員としての仕事を果

たすという方面でこれもしたいあれもしたいと思つてもやる時間がない、こういうふうなこともお聞きすることもある。そういう意味からいへば委員になられた先生は大変だという気もするわけですが、しかし、今大臣もおつしやつたように、やはり学内のことをある程度知つた方でないといけない面もあるだろうと思ひますし、そういう意味からいへば、そういう方々が公平に、しかもだれにも何ものにもとられずきちんとした御意見ができるやうな委員を選定するならば、また一方では人選にはしつかりと検討しなければならぬが、もう一方では委員の、特に大学関係から出てこられる方々には、そこあたりで、例えば専門的にそれをやつていただくとか何とか、そういう専門的な形で来て、委員でおる間はいいけれども帰つてみたらおる場所がなくて困つたとかいふこともまづいわけではございまいしうし、そこあたりも含めながら委員のあり方、選任といふものも考えないと、この審議会といひものは、本當に大学をどう変えるかといひ国民の皆さんの大方が望んでいらつしやる、日本の将来にとつてもいい形で改革といひのができにくいのではないかな、こういうふうにも思ひます。

○阿部充政府委員 委員の人選の問題につきましても、もちろんこういう重要な事項について携つていただくわけではございまして、それぞれの分野その他をいろいろ考へるにいたしまして、御本人御本人がこの問題に真剣に決意を持つて取り組んでいただくという方であれば困るわけではございまして、そういう意味では十分注意をして人選をしていかなければならない、こう思つております。

もちろん、最近どうこうというわけではございせんけれども、過去におきましては先生が御指摘になつたやうな、いわばいじめに遭つたのでこの際委員をやめさしてほしいというケースがいろいろな審議会の中ではなかつたわけではないのでございまして、そういう点は、勇気を持って発言をしてくださるやうな方々を選んでいくということとは必要なことであらうと思つておる次第でございまして。

なお、事務局その他の体制につきましては、先ほども申し上げたやうに大変少ない人数でございまして、ちよつと種類の種類審議会としては実に希有な体制を組むことができたと思つておるわけではございまして、これに各課が一致協力をおたして、この人たちに任せられておるのではなくて、全体として協力体制を組んで、当面せつかつの審議会の運営が適切に行われるやうに縁の下の力持ち役を盛大にやるやうに努力をした、こゝろ思つております。

○鐵治委員 余り事務局が多くなり過ぎると、今度は文部省ベースで振り回されるというやうなこともあつて、どうも痛しかゆしがあるやうで、その点私どもはどうかと思ひますが、委員の方々が人選された以上は、そういう形で本當に意見が率直に、しかも文部省の皆さん方も含めて遠慮なく、教育をよくするためにこうあるべきだといひ提言が十分できるやうな環境づくりといひのはむしろ文部省の方でなさらないといひかねのやないかな。そういう大きな大人になつて、もう大人であると思ひますけれども、さらに大人になつてやる必要があらうという気も実はいたしております。

あと、ちよつと補足的にいろいろなことをお聞きまして、私の質問を終わらせたいと思ひますが、先に進みまして、次に、大学設置審議会と私立大学審議会を再編統合して大学設置・学校法人審議

会を設置するようになっておりますが、その趣旨についてお尋ねしたいと思ひます。

○坂元政府委員 大学設置審議会は、大学を設置する上での申請が来た場合に、大学等の教育研究上の水準を確保するという観点から、主として当該大学の、そういう大学を増設する、あるいは学部を増設するという計画がいかどうか、計画の構想そのものがいかどうかという点、あるいは設置基準に基づきまして教育課程、カリキュラムあるいは教員組織等が十分設置基準を満たすものであるかどうかという観点から、審査を行つてきております。それから私立大学審議会は、同じ事業につきまして、主として学校法人の経営能力、それから管理運営の適正さの確保という観点から、審査を行つてきています。したがって、従来からも私学関係者から、この両者の事務を一緒にしてもらつた方がいいというような意見も時々聞くこともありますが、ご意見を承りまして、この際、大学設置審議会を創設することに伴ひまして、従来大学設置審議会が所掌事務としておりました学位の問題、それから大学の設置基準の事務につきましては大学審議会に移つたというようにもございまして、大学設置認可というものを、大学設置審議会と私立大学審議会を統合再編成することによってより統一的に、効率的に行へるだろうということで一緒にしたわけにございまして。

○鍛冶委員 大学設置分科会と学校法人分科会とは具体的にどういふふうに事務分担をするのか、また再編統合によって具体的にどういふようなメリットが出てくるのか、この点についてもお尋ねをいたしたいと思ひます。

○坂元政府委員 今御説明申し上げましたとおり、大学設置審議会の現状の職務というのが、大学等の設置認可にかかわる事務、それから大学にかかわる学位、それから設置基準の所掌事務があつたわけですが、そのうち学位と設置基準にかかわる事項については先ほども申し上げましたとおり、大学審議会の所掌事務になるということに

ございまして、大学設置分科会の所掌事務というのは大学等の設置認可にかかわる事案だけでございます。

一方、私立大学審議会を実質的に改組いたしました学校法人分科会の所掌事務につきましては、先ほど申し上げましたような設置認可にかかわる場合の事務のほかに、私立学校法の系列の中で、例えば収益事業の種類を定める、あるいは解散の認定を行う、あるいは学校法人の解散命令を行う、あるいは収益事業の停止命令を行うというふうな、今の私立学校法で私立大学審議会に与えられております所掌事務は学校法人分科会でのまま引き継ぐことにいたしております。さらに、私立学校振興助成法の規定の中で、私立学校振興助成法の規定に基づいて経常費助成を受けておる学校法人に對しまして、文部省として収容定員の超過の是正命令あるいは予算の変更命令あるいは役員解職勧告をすることができるようになっておりますが、その場合に私立大学審議会の意見を聞かなければならないという規定になっております。それを、今度の両審議会を一緒にしたことによりまして、文部大臣が意見を聴取する相手側として、学校法人分科会に意見を聞くということにしていただくわけにございまして。

したがいまし、大学設置分科会には先ほど申し上げましたとおりでございますが、学校法人分科会の事務というのは、大学等の設置認可にかかわる事務のほかに、現在私立学校法あるいは私立学校振興助成法のもとに私立学校審議会に付与されておる権限をそのまま引き継いで、学校法人分科会がその権限を行使するというような仕組みにいたしておるところでございます。

それからメリットでございますが、先ほど来御説明申し上げましたとおり、二つの審議会が一緒になるといふことによつて、設置認可事務がより円滑かつ効率的に審議が行われるであらうというふうな考へておられるところでございます。その一つのあらわれでございますが、申請者から設置計画にかかわる説明、事情聴取、直接書類審査

のほかにヒアリングを行つておるわけでありまして、そのヒアリングあるいは設置認可にかかわる場合に当然現地視察を同審議会では別々にやつております。それから認可後における設置計画履行状況調査、アフターケアと私も称しておりますが、これも両審議会が別々にやつておりますが、それを審議会を一緒にすることによりまして、より総合的な視点に立つて効率的な審査が可能となるであらう。したがって、申請者にとつては回数、文部省に説明に来るあるいは実地調査に来たときに対応する回数が相当縮減できるということ、負担の軽減が図られるであらうということに期待をいたしております。

さらに、大学の設置認可あるいは学校法人の寄附行為の認可にかかわる申請書が、それぞれ審議会が別でございしますので、同じような書類をとつておる、重複している部分もかなりございまして、それが、両審議会が一緒にして申請書をとるといふことにする結果として、様式を統一化しあるいは簡素化するということによりまして、私立大学側の、申請者側の負担が相当軽減されるであらう、あるいは軽減しなければいけないというふうな私どもも考へておるところでございます。

○鍛冶委員 時間が参りましたので終わりたいと思ひますが、あと違つた切り口からの有島委員の質問もあると思ひます。よろしくお願ひいたします。きょうはありがとうございました。

○町村委員長代理 有島重武君。

○有島委員 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案ということで、いわゆる大学審議会法案ですか、この審査に発言の機会を得させていただきまして喜んでおります。猛暑の中、百九国会ということで、大臣も早くから大変御苦労さまでございましてけれども、私も後日またお時間をいただけるやに聞いておりますので、余り暑苦しくないような質問にきょうはとどめてやらしていただきますと思ひております。

その本論に入ります前に、これはこの前の委員会でちよつと触れましたけれども、塩川文部大

臣は臨教審の担当大臣をしておられるということにございまして、臨教審全体の予算のことについて承つておきたい。こういったことは内閣委員会か何か、あるいは予算委員会でもやるべきかと思ひますけれども、この場をおかりして伺つておきたい。

六十二年の予算につきましては、この前委員会で発言いたしました、その後大体二千億円の程度の予算の書いた紙を御報告いただきました。ただし、これは義務教育を含んでこれが二千六百四十八億ですか、そんなようなものでございまして、誤りがあつたらちよつと申しわけございません。私、これを拝見いたしました限りにおいては、これは文部省関係のものだけなんです。私が承りたかつたのは、臨教審というのは文部省を超える大きな存在であるかというふうな認識を持つておるものですか、他省にまたがります予算といふものですか、そういうものを含んでの御報告をいただければと、こう期待をいたしておつたわけにございまして、これについてさらに何か詳しい御報告をいただけるならばいただきた

○川村政府委員 ただいまお話のございました教育関係の予算の件でございますけれども、ただいまお話がございました約二千億ということ、多分、ただいま先生お話しございましたように、文部省関係の教育改革に関連する予算、六十二年の予算額を申し上げたのではないかと申しております。

先生御指摘のように、教育改革はもちろん文部省だけでございまして、他省庁に関連する部分もあるわけにございまして。その関連の予算、ただいまちよつと手持ちで持つておりませんけれども、それは事務的に整理をさせていただいておられます。ただ一言お断り申し上げたいのは、二千億と申したのは第二次答申までの経費だと思ひます。その後ことしの四月に第三次答申を出され、それからまた近く最終答申も出されるというところでございますので、現在私どもの方で、最

○阿部(三)政府委員　大学審議会の名称の問題についての御指摘かと思っておりますが、大学審議会という名称を使いまして、法律上の定義といたしましては、大学ということの中に高等専門学校も含むということで、大学、短期大学、高等専門学校という学校教育法第一条に規定されている高等教育機関全体についての改革の問題を検討する組織ということで位置づけたつもりでございます。その際、特に大学審議会、大学という用語を使用したのは、やはりその改革の目標等あるいは改革の視点等で何といつても中心となっております。

す。教育といえば学校、学校に入ることがいいことなんだ、学校を出ることがいいことなんだ、こういうことにすべて集約されて、本来の人間というものが失われておったのじやなかろうか。そういったところから、今の生涯学習体系というようなことがかなり大きなウエートを持ってといえますか、そういうった視点のもとに今度の改革がなされていくんじゃないかかと私は思うわけだけれども、その一番の基本線でもって認識が違ってしまったとしようがないから、大臣いかがでしょうか、私はそういうふうな認識をいたしておりますけれども、

学の、特にまた卒業のあたりのところから、資格付与のあたりのところから改革をすべきであらうか、そういうことを議論したこともございました。それで私ども、やはり出口の方から改革を進めていくのがこれは順序であらう、私どもの一つの見識として今そういうふうに思っているわけです。

〔町村委員長代理退席、鳩山（邦）委員長代理着席〕

それはさておきまして、大学だけに關しまして、従来とにかく大学には入らなきやならぬとされてきたが、しかし大学ばかりが高等教育じゃあ

していかねばならぬのは当然でございますけれどもそれを、小学校から大学まで、あるいは全生涯一週に手をつけて、これもやるんだ、あれもやるんだということは、財政的にも人的にもなかなか不可能なことでございます。したがいまじて、いろいろな既存の施設といましようか、制度に基づいてできておる施設、機関というものを、これをそういう先ほど申した全生涯学習体系、そしてまた個性尊重という基本的な方針に沿うように、おおいおい改革していくことが必要だろう、その一環として大学のあり方というものもこ

の際考えていくべきではないか、こういうことに問題がなつてきておると思うのであります。
○有島委員 そういふことになってまいりますと、この高等教育の改革、この中に大学というものも含まれる、こういうことが今度の改革の趣旨であらうと思うのです。大学という言葉の中に高等専門学校も押し込めてしまふというのは、これはその本来の趣旨に反するのじゃないだろうか、私はこう思うわけです。

この点について、これはここで議論していても、阿部局長なんか鍛え抜いているからいろいろおっしゃる。これは時間がかかっちゃって、少し温度が上がると大変だから、これは、それこそ石川忠雄先生が座長をやつていらっしゃる協力者会議というのにも既にあらうと思うのです、そこでひとつそういった議論があつたということも御相談いただきたいのです。

それで、この法律案、通るか通らぬか、これからなんだけれども、私は、この口は大学の審議会というものが本来ちよつと趣旨に沿わない、中身の趣旨に沿つておらぬと考えるのです。だから、ネーミングの問題でございませうけれども、高等教育改革に関する審議会ということが中身であらうかと思うのですが、それにふさわしい名前につけかえる、そういうことが必要ではなからうか、こう御提言を申し上げるわけです。これもまた委員の諸君にも相諮らなければ、僕だけ飛び出して勝手なことを言つたつてこれは通らぬかもしれぬけれども、大臣は大臣の方でブレインを持つていらつしやるわけですから、ひとつ御相談をいただけないかと思うのでございませうけれども、いかがですか。その余地があるかないか。

○塩川国務大臣 この名称につきましては阿部局長からお答えしたとおりでございまして、有島さんのおっしゃるの、高等教育全般についての改革をするんだ、こういうことだから、高等教育審議会ですか、そういうような名称にしたらどうだという御提案でございませうが、せっかく御提案いただいたのでございませうが、しかし、先ほど阿

部局長が言つておりますように、高等教育の一環中心となるのは大学だというのが世間一般の常識でもあるし、また、高等専門学校と大学との関係あるいはまた大学と大学院との関係とかいうものもいろいろ制度上の問題というのがある。そうすると、どうしてもやはり大学が中心になつてくるということから、高等教育審議会というのは即大学の改革とイコールになつてくるということ、さらには、これは先ほど申しました英語で難しいことを言うてますが、「ユニバーシティ・カウンシル」ですが、これを直訳していくとこんなことになるのじゃないかというところ等から見まして、大学審議会という方が何かわかりやすいような、中身がわかりやすいように思うのです。高等教育審議会といつたら高等教育全般の問題をどう扱つていくかということになつて、幅広くて焦点がどうもつかみにくいような感じがするのですが、これは御提案ございましたので、私どもも考へてはみまされども、しかし、有島さんの方も余りかたくなに名称に関係なく、ひとつこたわらないで御審議をしていただきたい、こう思うのです。

○有島委員 とは口で余りはねつけれやうと、ああ、この調子じゃどんな審議会をつくつてもだめかなとあきらめなければならぬから、今こどもつての議論のやりとりということよりも、それをひとつ課題にして残していただきたい。そこらはそちらで残していただきたい。こちらはこちからで、委員会の方にも、理事さんや何かにお願いしたいと思つております。

それから、非常に素朴な話なんですけれども、文部大臣が答を受けて高等教育の改革を推進するといふ促進なさるわけですね。その権限といふますか、できるのかといふことですね。先ほど指導助言とかいふことがありましたね。これは決まつておるかもしれない。この大学改革、高等教育改革、こういったことを行つていく権限があるのか、これについて、非常に素朴な話だけれども、ひとつ……

(鳩山(邦)委員長代理退席、委員長着席)

○塩川国務大臣 文部大臣にはその権限があると思つております。ただし問題は、その権限があるからといって、それで無理やり、先ほどお話ございました胸ぐらとつてこういうぐあいになしなればだめだといふようなものでは成果が上がらない。それよりも、大学に関係する人が、なるほど文部省はこう言つておるが、こういうことがやはり必要な改革なんだということを認識して、それ自分たち自身が改革を進めてもらふということをやつてもならなければならぬ。だから、権限があるからだから改革ができるんだ、そう単純に我々は考へてはおりません。

○有島委員 百年河清を待つという言葉がございませうけれども、百年はたつておらないが、私が知つてゐる範囲でも、中教審の四六答申、それ以前に実は私どももいろいろな高等教育の改革案を提出いたしました。その一部分は取り上げられたり実施に移されたり、そういったこともございませうけれども、理想を言えば大学人たちによつて、あるいは他の高等教育機関のそれぞれの関係者によつて改革がどんどん進められていくということが一番望ましいわけだけれども、そうはいかないでしょう。先ほど鍛冶さんが言つておりましたけれども、そこに非常に難しいところが今あるわけですね。だけれども、こんなことを伺つては失礼かもしれないけれども、大臣は高等教育改革をやつていくんだ、やつてのける、こういう御決意がおありになると私は信じたいわけだけれども、これはいかがですか。

○塩川国務大臣 当然でございまして、だからその法案を提出しておるわけでありませう。
○有島委員 気を悪くしないでくださいよ。この高等教育改革をやらなければならぬ、やる決意がある、ただこの審議会がなければ事は進まないか、この審議会をつくる必要不可欠の条件なのであるか。この審議会があろうと、ないよりはあつた方がいいかもしれない、合理化をしなればならぬけれども、大体もうやらなければならぬことは羅列されているわけです。ですから、

あつた方がいいという程度のことかもしれない。もちろんそういった必ずやるんだという御決意のもとに提出されているんだということを私も素直に受けとめておりますよ。しかし、これがなければどうしてもそれが進むことができないんだといふようなものではないといふふうに私なんか思うわけですね。その上でもつて、でも有益なものであればこれはぜひともやつてもらおう、そういうふうには私は思つております。その辺の——これはこういう審査の場でもつてそんなことを提出者に向かつて聞いてもしようがないわけだけれども、お出しになるときはこれなくしてはというお気持ちであらうと思ひますが、まあこの議論はこどもつてちよつと打ち切ります。

先ほどから、高等教育全般あるいは大学が甚だしく異常事態になつておる、異常事態になつておるときにはもう対処しなければならぬ、こういうことがございましたね。いわゆる大管法なんかの話題が先ほど同僚議員から出ておりました。そこで大臣の御認識でございませうけれども、今の高等教育が異常状態であるかどうかといふようなことでは、異常といふのは言葉がちよつと過ぎているかどうか知らないけれども、社会全般はほとんど動いておる、国際情勢もほとんど動いておる、しかしそれに対して閉鎖的なしは保守的に固執をしてゐる部分がかなりある。その世間の認識ないしは要求といふものの格差がかなり大きくなつておる。やはりアンバランスといひますか異常といひますか、こういったような一種の異常状態であるといふような御認識をお持ちでしょうか。

○塩川国務大臣 私は異常とは思つておりませう。思つておりませうが、しかし、社会的ニーズとかあるいは世界的な要請と申しませうか、今の日本も国際化の中の一員として、そういうものに対応するの、余りにも私は現在の制度、慣行といふものがふさわしくないものが多々あるとは思つております。それはやはりそういう要請に合わせいく必要があるだらうと思ひます。これについて、それじゃ文部省が、こんな審議会なんて要ら

ぬじやないか、なしで、ほんとと文部省がやればいいじやないか、こういうお話も中に出ておりました、これは私たちがとるべきじやないと思ふ。先ほども言いましたように、権限はあつたといひましたも、それを実際に実行するものにするといふのは関係者自身が目覚めてもらわなければならぬ。そのためには、大学の当局の方々に現在いろいろ意見を聞いてみると、意見を聞いてみるというの、審議會の方々あるいは審議會を通じて世間一般の方もあるでしょう、聞いてみると、大学の改革についてこういう望ましいことがみんな言われておること、したがって文部省もそういう改革の方向へ歩み出していきます、具体的に行政的に処置をしていきます、こういうことがやはり行われていくべきだと思つておるのです。それは急激に何もかも一遍に根元を切つてしまつて新しくやるんだ、こんなことはできるものじやございせんし、ですから既存の制度、慣行といふものを徐々に改正して時代に合うように持つていく、こういう改革を進めようといふこと、それが独善に走つてもいかぬから、だから審議會等で十分に意見を聞いて案を練つて、それで実行していく、こういうことを申し上げておるわけですから。

○有島委員 前段はよくわかるのです。後段は、独善に走つては相ならぬから審議會といふことなんでしょう。中立な審議會、随分長くやつてゐるのですよ。立派な審議會です。それから、それ以後にも国大協の方からいろいろなペーパーが出ておるようございまして、他の団体からも出ておる。あるいは経済団体からもいろいろなものが出ておる。そういうものも土台として今度は臨教審が報告を出された。最終答申はまだ出ておりませんけれども、今までのいろいろな答申は大体がそう珍らしい、飛び抜けたことは余りないように思ひます。ですから、これ以上独善になるのはいふ大変謙虚な、つましいお心がけのように見受けられるけれども、もうそういう議論の段階はほぼ終わつておる。だから、本審議會をもし設定

すれば、これは改革に関する基本事項を今からやり出すといふよりも、今まで提案され、これだけとはいふ、もう要約されてきておるその議論を實施に移していく、その手順をどこからやつていくかといふような、そういうようなむしろ審議になるのじやなからうかといふように私は思ふわけなんだけれども、それはどうでしょうか。

○塩川国務大臣 おっしゃることは私、そのとおりだと思ひます。ですから、過去からいろいろ提案がございまして、それを余り積極的に文部省が取り組んでおらなかった。これは私も他から見ても、大学審議會を設けて、その諮問といひましようかいろいろ協議をし、決まつたことは、文部省が積極的にやらなければ世間から笑われてしまふと思ふのです。だから、それは大学とよく協議をしながら話を進めていく、そのためにもやはり大学審の意見をいろいろ聞いて、最終的に文部省としての方針を決定するといふことをしなければだめだ、こう思ふのです。

○有島委員 私は、大学改革、高等教育改革はどうしても二十一世紀に向かつてやつていかなければならぬといふふうに思ひ詰めてゐるわけなんです。だけれども、世の中には改革せぬ方がいふんだと思つてゐる人もゐるのではないですか。大臣の御認識はどうなのか。例えば率直に言つて、受験産業の方々はいろいろな状態がじくじくいつた方がいゝのではないか、変われば変わったでまた対応しようと思つていらつしやるようございませうけれども、あるいは大学人と言われる方々の多くが、悪意でもつてこんな改革なんか要らぬと思つてゐるのではないかと、研究熱心な方々といふのはそういうことには興味を示さない、今の体制で一生懸命やつておられる方々が多いのではないでしようか。それから、いろいろと斬新な意見を吐かれる学生さんたちといふのは、在学中はいろいろ言ふかもしれないが、出てしまえばおしまいといふこともあるわけですから、大学改革、高等

教育改革といふことを望む勢力と余り望んでない人々といふのは相当のものではないですか、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣 何をどう改革するかという視点がはつきりした議論でなければ、私はこの問題は論ぜられないと思ふのです。要するに大学自体が、何遍も言つてゐますように、より開かれた大学にしていくといふこと、そして個性を持つたといひましようか、そういう特徴のある大学をつつていくといふこと、そして国際化へ、情報化へ対応するといふ改革なのでございまして、教授一人一人、あるいは助手一人一人の問題といふことで我々は取り上げてゐるのではない、大学という機関、これがその時代の要請に沿うようにしてゐらうといふ念願、そしてまたそういうことによつて研究が活気づき、そしてまた自分自身の研究にも動みがついてくる、こういう改革を進めていく。

先ほど江田さんの質問の中に、地方大学の中でこの改革に対して非常に消極的な人がたくさんある、こういう意見もありました。確かにあると思ふのです。だからこそ地方大学も活気づいていい大学になつてもらう。それはどういふところに目標を置くのかといふたら、先ほど言ひました特徴ある大学、国際的にも非常に交流の深い大学、そしてより高度な研究の可能な大学といふ方向に変えていくのだといふこととございまして、私たち、教授だとかあるいは助教授の一人一人の問題について改革しようとかそんなものではございませんで、大学全体をそういう方向に持つていこうといふ改革をしようといふこととございまして。でございまして、賛成の人もあれば反対の人もありましよう、それは当然出てくると思ふのです。だからといつて、ただいたずらに現状に置いておくといふことではないのかといふことが問題になつてくると思ふのでございまして。要するに「雲を望み、風をうかがう者は、種子まくあたわず」といふことがございまして。そんなことをしておつたら種をまく時期を失つてしまふじやないか。今時代が

激しく動いておるのときに、やはり大学もそういうふうな活気のある大学に生まれ変わつてもらいたい、そのための改革を今始めなければならぬじやないか、そのためには大学の人がその自覚を持つていただくといふことが先決なんです。その自覚を持つていただくについて、文部省が大学審といふいろいろ協議して方向を打ち出して、それに対応して大学みずからが努力してもらふ、それに対しては財政的な裏づけもしていかなければならぬ、これは文部省の責任でやつていかなければならぬ、こういうことになつてくると思ふのであります。

○有島委員 大臣のおっしゃつた御趣旨、ほぼ私も賛同であります。

それで、いろいろな特徴ある高等教育機関を並列して、こういうことは四六答申のときにもあつたし、それ以前に我々も、これは古いあれですけれども、四十三年くらいのことから、いろいろな高等教育機関を並列して、これについて、大学教授のための総合研究教育機関と専門研究機関とか、あるいは大学卒に限つて入学できるような総合大学と専門大学、いわゆる大学院大学みたいなものですね、あるいは現在の大学院にも劣らない質の高い総合大学、それから今度、研究に総合大学と専門大学、それから今度、研究に総合大学と専門大学とを置いて研究もやつていくといふような総合大学と専門大学とか、著しく大衆的な教養大学とか、うんと実用を即した専門大学、みんなそのころは大学と言つておりましたけれども、これにマスメディアを中心とした放送大学とか、そういったような提案をやつていたわけですよ。二十年前に一生懸命やつていたわけですから、それを皆さん方のお話を聞いて、そういうことを言つてきたわけですね。それには単位の互換といふことが必要なの、そうでないと、そこをを選んで入れた方々は、いろいろな特徴がある教育機関に入つてしまつて、そこで盲腸のようにつめられたようになって困るからといふ話で、では単位の互換で渡れるようにしようとか、あるい

は資格を与えるときに社会に出て不利にならないような新しい単位、資格を置かなければならぬとか、そういうことが今までもずっと言われてきたわけですね。言われてきたけれどもそれができなかった。今度はそれをどうしてもやりたいというわけだ。それには一体、二条二項の協議会をつくってそこからまた諮問を受けてやったというのだから、だからそれによって臨教審が巻き起こした波紋というのは少しはあるわけですが、それ以上、それ以上の大きな波紋を各高等教育機関に与えることができるかどうか、これは相当大変だと思うのです。

それで、私は、私の立場から言うのは本當を言えはおかしいかもしれないけれども、さつき鑑治清委員も大体本音のあたりをちらちら言っているように、我々も話し合ったわけですから、これは多少行き過ぎがあっても、今度は、文部大臣のリーダーシップというものが相当発揮されて、多少押しつけがましと言われるようなことが部分的には起こるかもしれないのじゃないか、それによって本意になって議論が巻き起こるならば、これは必要悪として我々は認めてもいいのじゃないかと思っているわけなんです。そうじゃないかと思つたらなかなかこれは動かない。ただしそれは、いつまでも十年、二十年もやっておられたのではかなわないから、これは期限にして、三年なら三年に限ってその間思い切つてやつてもらつて、そこでその評価をするというようにすることにすればあるいは成功するのじゃないだろうかと思ふわけなんです。いかがでしょうか。

○阿部(元)政府委員 今まで大臣からもいろいろお答え申し上げてまいりましたように、大学の改革というのは、いろいろの提言について、文部省も積極的にその旗を振り、そのための制度の整備等もやつていく必要がございますけれども、何といつても各大学がやる気になつて対応をしてくれるということがセットでございませんとかなかなか実現を見ないというものでございまして、そういった意味では、この新しい大学審議会ができた

した際には、具体的な提案については先生おっしゃる様に思い切つた提案を次々と出していただいて、その具体化について大学関係者等にも大いに議論を巻き起こしていただき、またその実現に努めていかなければならぬ、こう思つておる次第でございます。

ただ、それにいたしましても、先生のたゞいまの御質問は、大学審議会を時限にしてはどうかというお話であらうかと思ふわけでございますが、大学改革というのは、私どもは、二、三年の間に一遍何かを決めてばつと打ち放せば、それでその後十年間はもつとかいうようなたぐいのことではなくて、不斷に逐次変えていかなければならない要素というのは随分あるのだらうと思つております。

かねて先生から御指摘をいただいておりますが、例えば単位の互換制度等につきましても、大学関係者のコンセンサスがなければ制度だけつくりましてもなかなか動かないわけで、それはある程度のコンセンサスをつくつて動かすようにいたしまして、それからその次の段階として、今度は短期大学と四年制大学との互換という問題にもまた手をつけるというようなことで、三年、四年という時間を置きましたけれども、着実に歩を進めていくというようにも思つております。

そういう見地から考えますと、この大学審議会を時限にして二、三年で片をつけるということではなくて、審議の中心については先生御指摘のように具体的に提案をどんどん出していくという形で進めていくというつもりで、この審議会そのものにつましましては、いわば恒常的と申しますか、ある程度長い期間を見込んだ機関として置いて、その間に着実な進歩を求めていくということが必要であらうというのが私の考え方でございます。

○有島委員 話が二つにまじつていふと思ふのです。確かに長い目で見ていかなければならぬというところはあります。そういった面から言えば、

ずっと二十年前から具体的に始まつておる、そういった見方もあるわけですね。しかし、今度こそは一つの強いショック療法といひますか、そういうことになりまして、ショック療法というのは長く続けていると死んでしまふ、そうかといつて初めから漢方みたいなことでじわじわずつとやるのでは、今までの経験からして何年たつても同じだったということになるのじゃないかと心配するわけですよ。だから時限にして一つの安心感を与えて、やるなら思い切つてやつてみる、それで見直して、その後バーマネットのものをつくるならつくる、そういうふうになすつたらいいのじゃないか、と私は提案したいわけだ。

イギリスの方の制度で、大学は別建てでやつておるようです。ユニバーシティ・グラント・コミッティー、阿部局長御存じですね。これは指導助言、援助、お金まで全部やつてゐるわけですね。そういうものを頭に置いての御議論があつたときに半分入つてゐたわけですね。それが尾を引いてゐるわけですね。そうなりますと、我が国は文部省一本でやつておるけれども、よその国では初等中等教育省というのがあつて、それから学術文化大学省というのが別にあるというやうな国がたくさんあるわけでございますから、それに似たやうな発想なのですね。このユニバーシティ・カウンシルは、これは直訳すれば大学審議会となるわけですが、これも、それを今度は何か非常に歪曲してしまつた形にしている、そういうやうなことがあつたのじゃないかと私は思つてゐます。

それで、初等中等教育だけを文部省に限つて、ほかをほうり出してしまふというやうなことは我が国にはまだそぐわないかもしれませんけれども、今度の文部省に必要の助言や援助を提供する文部大臣、そんなふうにも胸におさめて読んで、さつきの御説明を聞くことにいたします。

きょうは二つの提案をした。名前を変えたらどうか、時限にして思い切つてやるようになるべきじゃないのか。そのほかいろいろあるのですけれども、時間もまだ多少あるらしいのですけれど

も、また次のチャンスがあるようでございますので、そのときに譲つて、きょうの質問はこれで終らせていただきます。どうもありがとうございました。

○愛知委員長 次回は、来る三十一日金曜日午前九時三十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時三十分散會

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十条中「認可に關しては」を「認可を行う場合には」に、「政令で定める審議會」を「大学設置・学校法人審議會」に改め、同条を第六十条の二とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

第六十条 大学については、第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議會に諮問しなければならない。

第六十八條第二項中「第六十条の政令で定める審議會」を「大学審議會」に改める。

第六十九條の二の次に次の二條を加える。

第六十九條の三 文部省に、大学審議會を置く。

大学審議會は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学(高等専門学校を含む。以下この条及び次条において同じ。)に關する基本的事項を調査審議する。

大学審議會は、前項に規定する事項に關し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。

大学審議會は、大学に關し広かつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以上の委員で組織

する。

前項に定めるもののほか、大学審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十九條の四 文部省に、大学設置・学校法人審議會を置く。

大学設置・学校法人審議會は、この法律、私立学校法及び私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

大学設置・学校法人審議會は、前項に規定する事項に關し、文部大臣に対し建議することができる。

大学設置・学校法人審議會は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する六十五人以内の委員で組織する。

一 大学の職員（次号に掲げる者を除く。）
二 私立の大学の職員又はこれを設置する学校法人の理事

三 学識経験のある者

大学設置・学校法人審議會に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため大学設置分科会を、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため学校法人分科会を置く。

学校法人分科会の組織の基準及び第四項第二号に掲げる者のうち学校法人分科会に属すべき委員の候補者については、私立学校法で定める。

第四項及び第五項並びに私立学校法に定めるもののほか、大学設置・学校法人審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十條の八中「第六十條」の下に、「第六十條の二」を加える。

（私立学校法の一部改正）

第二條 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第八條の見出し中「私立大学審議會」を「大学設置・学校法人審議會」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 文部大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、第五條第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる場合においては、あらかじめ、大学設置・学校法人審議會の意見を聴かなければならない。
第十八條から第二十四條までを次のように改める。

（学校法人分科会の組織の基準等）

第十八條 学校教育法第六十九條の四第五項の規定により大学設置・学校法人審議會に置かれる学校法人分科会の組織については、同條第四項第二号に掲げる者のうちから任命される委員（次条において「私立大学等関係委員」という。）の数が学校法人分科会に属する委員の總数の四分の三以上になるように政令で定めるものとする。

第十九條 私立大学等関係委員の候補者は、私立大学及び私立高等専門学校が組織する政令で定める団体の推薦する者とする。
第二十條から第二十四條まで 削除

第二十六條第二項、第三十一條第二項及び第六十三條第一項中「私立大学審議會」を「大学設置・学校法人審議會」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。

2 （私立学校振興助成法の一部改正）
私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第十三條第一項中「私立大学審議會」を「大学設置・学校法人審議會」に改める。

理由

臨時教育審議會の答申を受け、大学を中心とする高等教育の改革の推進に資するため、大学に關する基本的事項について調査審議する等の機関として、文部省に大学審議會を置くとともに、私立大学審議會及び大学設置審議會を再編統合し、私立大学等の設置認可について総合的に調査審議する等の機関として、文部省に大学設置・学校法人審議會を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年八月七日印刷

昭和六十二年八月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P